

令和7年度 事業報告書

ERCA 2025



独立行政法人
環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

編集方針

本報告書は独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）の業務運営の全体像を簡潔に説明するものとして作成した法定書類です。「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」を踏まえ、国民の皆様やステークホルダーの皆様への有用な情報を提供し、ERCA に対するご理解を深めていただくことを目的としています。

また本報告書は、環境省「環境報告ガイドライン2018年度版」及び「環境報告書の記載事項等の手引き（第3版）」を踏まえ、ERCA の環境配慮に関する考え方と活動状況を報告する環境報告書として位置付けています。環境配慮の取組を振り返り、活動の改善や取組の更なる向上に役立てることを目的としています。

報告の範囲

報告の対象期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までですが、必要に応じて当該期間の前後に関する記述も含まれています。なお、記載データ等のうち、時点日付の記載がないものは、2026年3月31日時点の情報です。年（年度）の表記は、原則として西暦を使用し、公的文書の引用等の場合は和暦を使用しています。

将来の見通しに関する特記

本事業報告書は見通しに関する記述が含まれています。これらの記述は、本書作成時点の判断に基づくものであり、リスクや不確定要素を含んでいます。今後様々な要因により、これらの見通しとは大きく異なる可能性があることをご承知置きください。



独立行政法人環境再生保全機構は、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

目次

理事長メッセージ	3
理事長の理念、運営上の方針・戦略等	5
法人の目的及び業務内容	6
沿革	7
価値創造ストーリー	9
国の政策における法人の位置付けと役割・中期目標の概要	11
中期計画及び年度計画の概要	13
内部統制の運用状況	14
持続的に適正なサービスを提供するための源泉	
● 純資産の状況、財源の状況	16
● 環境配慮の取組	17
● 社会連携・社会貢献	23
● ステークホルダーとの対話	24
● 人材戦略	25
● ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン	26
業務運営上の課題・リスク及びその対応策	27
トピックス	21
業務の適正な評価の前提情報	
● 熱中症対策業務	29
● ネイチャーポジティブ推進業務	31
● 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)	33
● 環境保全研究・技術開発業務	35
● 地球環境基金事業	37
● PCB 廃棄物処理助成業務	39
● 最終処分場維持管理積立金管理業務、債権管理回収業務	40
● 公害健康被害補償業務	41
● 公害健康被害予防事業	43
● 石綿健康被害救済業務	45
● 事業スキーム	47
業務の成果と使用した資源との対比	48
予算及び決算の概要	50
財務諸表の要約	51
財務状態及び運営状況の理事長による説明	53
法人の基本情報・参考	54



多様な環境課題に、 実装力で応える。

独立行政法人環境再生保全機構

理事長 飯塚 智



2025年度を振り返って

2025年度の事業報告書をご覧ください、誠にありがとうございます。

環境再生保全機構（ERCA）は、創立から20年を超え、第5期中期目標期間の中間年度を迎えました。環境行政を取り巻く状況は、これまでにないスピードで変化し、環境政策の領域は、気候、自然、資源、健康、産業、地域づくり等へと大きく広がっています。こうした中で、ERCAに寄せられる期待はこれまで以上に高まっており、その役割も着々と拡大しています。私どもの活動に対して日頃よりご支援やご協力を賜っている皆様に心より御礼申し上げます。

2025年は、世界的に「地球沸騰化」の危機が現実感を増した年でした。日本でも夏の平均気温が統計開始以来最高となり、全国の観測地点の大半で記録的な高温を更新しました。熱中症による救急搬送者数は過去最多を記録し、社会全体での対策強化が急務となっています。また、東北日本海側や北陸では

降水量が歴代最少となり、国土交通省の湯水対策本部が8年ぶりに設置されるなど、気候変動の影響は生活・産業・地域社会のあらゆる領域に及んでいます。気象庁と文部科学省が公表した「日本の気候変動2025」でも、極端高温や大雨の頻度増加が科学的に示され、気候変動適応策の重要性が一段と高まっています。

こうした状況を踏まえ、ERCAは気候変動適応の実装を支える機関として、熱中症対策業務を本格化させています。熱中症警戒アラート等の情報分析、地方公共団体の対策支援や普及啓発の強化など、国民の生命と健康を守るための取組を進めています。

また、2024年に成立したいわゆる地域生物多様性増進法に基づき、2025年度からはネイチャーポジティブ（自然再興）分野の業務が始動しました。企業や自治体等が行う生物多様性増進活動を「自然共生サイト」として認定する制度において、初年度は

367ヶ所の認定を行いました。ERCAは、こうした活動の質の向上を支援することを通じて、OECD（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の拡大による「30by30目標」の達成に貢献してまいります。

■ 循環経済・ウェルビーイング実現

循環経済の分野では、内閣府のSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）において「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の研究推進法人を担って3年が経ち、プラスチック情報流通プラットフォームの構築や再生材の品質保証に向けたデータ仕様検討など、産学官連携による研究開発について高い評価を得ています。GX（グリーントランスフォーメーション）が国家戦略として進む中、資源循環はネット・ゼロ、自然再興と並ぶ重要な政策の柱であり、ERCAの知見と実行力が求められる機会は今後さらに増えていくでしょう。

一方、石綿健康被害救済業務では、アスベストによる健康被害者に対して、申請の受付、認定及び救済給付金の給付等を行ってきており、2006年の制度創設から20年が経ち、これまでに2万人を超える方々を救済してまいりました。また、公害健康被害補償

自然再興は、気候変動対策や地域活性化とも密接に結びつく政策領域であり、ERCA業務の社会貢献度をますます高める可能性を秘めています。

制度は施行から50年以上を経て、環境行政の原点として今なお重要な使命を担っています。大気汚染の改善により新規認定はなくなったものの、現在も約2.6万人の認定患者の方々に補償を行っています。制度の適切な運用とともに、公害健康被害予防事業の効果的な展開を通じて、地域住民の健康と生活を守る取組を継続してまいります。

このように、環境政策の領域が広範かつ多層的に広がり、複雑化する中で、ERCAの業務領域も確実に拡張し、業務成果も向上しています。環境省が掲げる「ウェルビーイングの実現」に向けて、今後、環境行政は社会課題の解決を牽引する存在へとますます進化していくでしょう。そうした政策の広がりに伴い、ERCAが担うべき役割も拡大させていくことが求められます。

■ ERCAの使命

だからこそ、私たちは環境行政の真のパートナーとして、成長し続ける必要があります。政策の実装を支える専門機関として、科学的知見、実務能力、現場とのネットワークをさらに充実・強化し、環境行政の前進に寄与する存在であり続けなければなりません。

そのためにも、2025年度に策定した人材育成方針に基づき、専門性の高い人材の確保・育成を進めるとともに、組織横断的な業務改革チームによる生産性向上や働き方環境の改善を推進しています。情報システム基盤の刷新に伴うデジタルツールの導入や、生成AIの活用、業務プロセスの自動化など、働き方

改革と業務品質向上を両立させる取組も発展させていく考えです。

地球環境の変化は待たなしで進んでいます。極端化する気候、自然資源の劣化、社会の複雑化といった課題に対し、ERCAは「環境政策実施のプロフェッショナル」としての使命を胸に、国民の皆様のニーズに寄り添い、社会の変化に的確に対応しながら、環境視点で確かな存在感を発揮してまいります。

今後とも、変わらぬご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

■ 経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

■ 経営方針

- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。
- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。

■ 行動指針

機構の使命を果たすための行動

- 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
- 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
- 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

業務に取り組む姿勢

- 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
- 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。
- 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。

シンボルマーク



デザインのモチーフ

青々とした空に「自然の風」が運んでくる「きれいな空気」、「流れる雲」をモチーフにデザインしています。

シンボルマークに込められた意味

今、ごくあたりまえのように感じている空気は、地球誕生後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となりました。そうした「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢をマークに込めています。



Environmental
Restoration and
Conservation
Agency

■ 法人の目的 (パーパス)

現在・将来の国民の健康で文化的な生活を確保、人類の福祉に貢献する

独立行政法人環境再生保全機構は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発、熱中症対策に関する情報の整理、地域生物多様性増進活動の促進等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(独立行政法人環境再生保全機構法(以降、「機構法」と表記する)第3条)※

※ 2025年4月1日施行

■ 業務内容 (ミッション)

良好な環境の創出と健全で豊かな環境の保全を図る

熱中症対策業務	熱中症対策を推進するため、熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理・分析や地域における熱中症対策推進に関する情報の提供等を行う業務	
ネイチャーポジティブ推進業務	地域生物多様性増進活動の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに自然共生サイトの認定等にかかる業務*	
環境保全研究・技術開発業務	環境政策貢献型の競争的研究費である環境研究総合推進費の配分、戦略的イノベーション創造プログラムの研究管理等を行う業務	
地球環境基金事業	民間団体が行う環境保全活動に対する助成金の交付及び活動の振興にかかる調査研究、研修、情報提供を行う事業	
PCB廃棄物処理助成業務	中小企業が保管するPCB廃棄物を適正に処理するため、処理費用軽減にかかる助成金を交付する業務	
最終処分場維持管理積立金管理業務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者が積み立てる維持管理積立金を管理する業務	
公害健康被害補償業務	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、納付義務者から汚染負荷量賦課金を徴収し、認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を行う地方公共団体に納付する業務	
公害健康被害予防事業	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、ぜん息等の発症予防、健康回復に資する調査研究、知識の普及、研修及び予防事業を実施する地方公共団体に助成金を交付する事業	
石綿健康被害救済業務	石綿健康被害の救済に関する法律に基づき、中皮腫など石綿による健康被害者を認定し、医療費等の救済給付を支給する業務	
債権管理回収業務	旧環境事業団から承継した債権の管理回収を行う業務	

※ 2025年4月1日施行

私たちのあゆみ 私たちは変化する環境問題に常に向き合ってきました

1950～1960年代

公害問題の深刻化への対応

私たちのあゆみは、深刻化する公害問題への対応からスタートしました。我が国では1950年代から高度経済成長期に入り、工業化や都市化が進み国民の生活水準が向上した半面、公害による生活環境の悪化が深刻な社会問題となりました。

工場排水や大気汚染が原因で、水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病といった健康被害も相次いで発生しました。

こうした中、1965年ERCAの前身である公害防止事業団が設立され、産業集中地域の公害防止を促進するため、工業地域と住宅地域を分離する緩衝緑地(グリーンベルト)や住工混在地域の解消を目的とした工業団地の整備を行う建設譲渡事業、公害防止設備導入資金の貸付事業などの業務を開始しました。

その後1967年公害対策を総合的計画的に推進するため、公害対策基本法が制定され、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法が制定されるなど公害関係の法律が定められ、国の公害対策は強化されていきました。

公害対策基本法に基づき環境基準が設定され、各地で公害防止計画が策定されたほか、公害紛争処理制度や被害者救済のための公害健康被害者救済特別措置法(旧救済法)も制定されました。

1970～1980年代

公害問題の克服・都市生活型公害への対応

1970年代に入ると、公害問題を克服するため様々な対策が取られました。1970年には公害問題の議論が集中して行われた公害国会が開催され、公害関係の14法が制定されました。そして翌1971年には公害関係法を総合的に推進運用するため、環境庁が新設されました。また1972年四日市公害裁判の判決により企業側の責任が認められたことを契機として1973年には公害健康被害補償法が制定され、翌年同法の施行を受けERCAの前身である公害健康被害補償協会が業務を開始しました。

1980年代に入ると、石油ショック後の省資源・省エネルギーへの取組が進み、産業公害型の大気汚染が減少する一方で、都市・生活型の大気汚染が増加していきました。

こうした大気汚染の状態の変化を受けて1987年には公害健康被害補償法が改正され、翌年第一種指定地域が解除されるとともに、公害健康被害予防事業が開始されました。

公害問題や環境問題は1970年代から世界的に表面化し、1972年に国連人間環境会議が開かれ、国際的な議論が活発になっていきました。1987年には、国連環境と開発に関する世界委員会により「持続可能な開発」の概念が提唱され、地球環境問題がこの頃から活発に議論されるようになっていきました。

1965

公害防止事業団

1965年

公害防止事業団設立
建設譲渡事業、貸付事業開始

1974

公害健康被害補償協会

1974年

公害健康被害補償協会設立
公害健康被害補償業務開始

公害健康被害補償予防協会

1988年

公害健康被害補償法第一種地域指定解除
公害健康被害補償協会が
公害健康被害補償予防協会に改称
公害健康被害予防事業開始



1990～2000年代

地球環境問題・廃棄物問題への対応

1993年環境基本法が制定され、地球環境問題、廃棄物問題など国の環境政策は大きく変化しました。1992年にはブラジルで国連地球サミットが開催、1997年には気候変動枠組条約京都会議が開催され、翌年には地球温暖化対策推進法が制定されるなど地球温暖化対策が本格化することとなりました。

また廃棄物対策も強化されました。1980年代後半からのバブル景気の消費生産の活発化により廃棄物が増加し、最終処分場の逼迫や不法投棄が社会問題化しました。対策として各種リサイクル法が制定されたほか、2000年循環型社会形成推進基本法が制定されました。こうした中、公害防止事業団は環境事業団に名称を改め、業務の幅を広げていきました。

1993年に地球環境基金事業、1998年維持管理積立金管理業務が開始され、2001年にPCB廃棄物の処理業務も開始しました。

そして2004年、数々の環境問題に対応してきた前身法人を引継ぎ、私たちは独立行政法人環境再生保全機構(ERCA)として再スタートしました。また翌年には潜伏期間が30～40年と言われるアスベストによる健康被害が社会問題化し、これに対応するため2006年に石綿健康被害救済制度が創設され、認定等の業務をERCAが行うこととなりました。

2010～2020年代

複雑化する環境経済社会課題への対応

2011年東日本大震災が発生し、除染や原子力規制など我が国の環境行政は大きな課題を抱えました。その一方で2010年代から世界では人類の生存にかかる地球規模の課題への対応が加速しました。2015年には国連で持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、同年気候変動枠組条約パリ協定が採択されたことにより、これらが世界共通の課題として取り組まれることになりました。このような中、2016年には環境政策貢献型の競争的研究費である環境研究総合推進費業務が環境省から移管され、また2023年から内閣府戦略的イノベーション創造プログラムの研究推進法人に指定され、ERCAは研究推進を通じて、環境経済社会課題の解決に取り組むこととなりました。

2020年代に入ると炭素中立、循環経済、自然再興の実現が政策課題となり、現在これらの取組が活発化しています。

世界各地で気候変動の影響は深刻化しており、その対応は喫緊の課題となっています。地球温暖化の進行に伴い極端な高温の頻度と強度が増加することが予想されており、こうした状況に対応するため2023年4月に気候変動適応法等が改正され、ERCAは2024年度から熱中症対策の推進に取り組むこととなりました。

また、2022年12月に「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、我が国では2023年3月に生物多様性国家戦略を改定し、「30by30」の目標を掲げました。2024年4月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が制定され、ERCAは2025年度からネイチャーポジティブの推進に取り組むこととなりました。

2004

環境事業団

独立行政法人環境再生保全機構

1992年
公害防止事業団が環境事業団に改称

1993年
地球環境基金事業開始

1998年
最終処分場維持管理積立金管理業務開始

2001年
PCB廃棄物処理助成業務開始

2004年
独立行政法人環境再生保全機構設立

2006年
石綿健康被害救済業務開始
建設譲渡事業終了

2016年
環境研究総合推進費業務開始

2023年
戦略的イノベーション創造プログラム
研究推進法人指定

2024年
熱中症対策業務開始

2025年
ネイチャーポジティブ推進業務開始



いのち・暮らし・つながる・みらい

複合的な社会課題

気候変動	生物多様性の損失
熱中症の増加	大量生産・消費・廃棄
感染症の流行	世界情勢の不確実性の高まり
災害の激甚化	脱炭素化の加速
少子高齢化	デジタル化の加速

ネット・ゼロ
サーキュラーエコノミー の同時達成
ネイチャーポジティブ

創出する 社会的価値

公害健康被害者の公正な保護
ぜん息・COPDの発症予防、健康回復
石綿健康被害者の医療の受けやすさ

事業ドメイン 提供するサービス (P29 ~ P46)

公害健康被害補償業務
公害健康被害予防事業
石綿健康被害救済業務
ネイチャーポジティブ推進業務

賦課金申告率 **99.8%**
賦課金収納率 **99.9%**
事業従事者研修の上位評価 **97.8%**^{※1}
認定等までの平均日数 **87日**
自然共生サイト認定 **367件**

ERCAのビジネスモデル

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (P26)

環境配慮の取組 (P17)

ガバナンス・内部統制 (P14)

社会連携・社会貢献 (P23)

リスク管理 (P27)

社会的価値の創出
社会課題への対応

ERCAの 基盤

ステークホルダー

ばい煙発生施設等設置者	約 8,100 事業者
公害健康被害予防事業参加者 (ソフト3事業) ^{※2}	延べ約 9 万人
石綿健康被害救済法認定件数 (累計)	延べ約 2.1 万人
地球環境基金助成活動件数	143 件
環境研究総合推進費実施課題数	194 件
先進的な熱中症対策に取り組むモデル自治体	12 自治体
自然共生サイト申請件数	468 件

基金・預
収入額

(注) 上記記載データは2025年度末実績である。

※1 令和7年度研修受講者アンケートの結果5段階評価で上位2段階までの評価をした割合 ※2 健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業 ※3 政府出資金、資本剰余金、石綿健康被害救済基金預り金、PCB廃棄物処理基金預り金、預り維持管理積立金、納付財源引当金 ※4 補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費の合計額 ※5 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査業務、ソフト3事業参加者の行動変容ありの割合 ※6 令和7年度石綿健康被害救済制度における制度利用アンケート集計結果「医療手帳の交付を受けて、以前よりも医療を受けやすくなりましたか」の間に「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合

人々が幸せに生きる サステナブルな未来へ

目指す姿

ウェルビーイング
& インクルージョン

サステナビリティ
& レジリエンス

ERCAの将来像

SDGs 政策実施機関

補償給付費等 **298** 億円^{※4}
事業参加者の行動変容 **84.5%**^{※5}
受けやすさ満足度 **90%**^{※6}

環境保全活動の自律的な活動継続
研究成果の社会実装
熱中症対策研修
PCB 廃棄物の期限内無害化処理の促進
埋め立て後の最終処分場の管理継続

実質の活動継続率 **94.4%**^{※9}
政策反映率 **72.7%**^{※10}
受講者の理解度 **95.3%**
無害化処理重量 **1,282t**
積立金払渡し **12** 億円

地球環境基金事業
環境保全研究・技術開発業務
熱中症対策業務
PCB 廃棄物処理助成業務
最終処分場維持管理積立金管理業務

事後評価平均点 **8.3** 点^{※7}
事後評価上位評価割合 **91.4%**^{※8}
熱中症対策研修 延べ **1,530** 名の参加
処理費用助成額 **10** 億円
積立金 **58** 億円

社会課題に対処し
新しい価値創造

- ・環境政策のパートナー
- ・新たな事業展開への挑戦

与えられたミッションを
着実に実施

- ・政策実施機関（エージェント）
- ・専門性の強化

人づくり
脱炭素化 デジタル化

財務管理力 顧客対応力
連携協働力
マネジメント支援力

財務資本

現金等の資産
約 **3,000** 億円^{※3}
約 **467** 億円

人的資本

常勤職員 **171** 名
公害健康被害予防事業
人材バンク登録者 **147** 名
有識者マッチング制度登録者
48 名

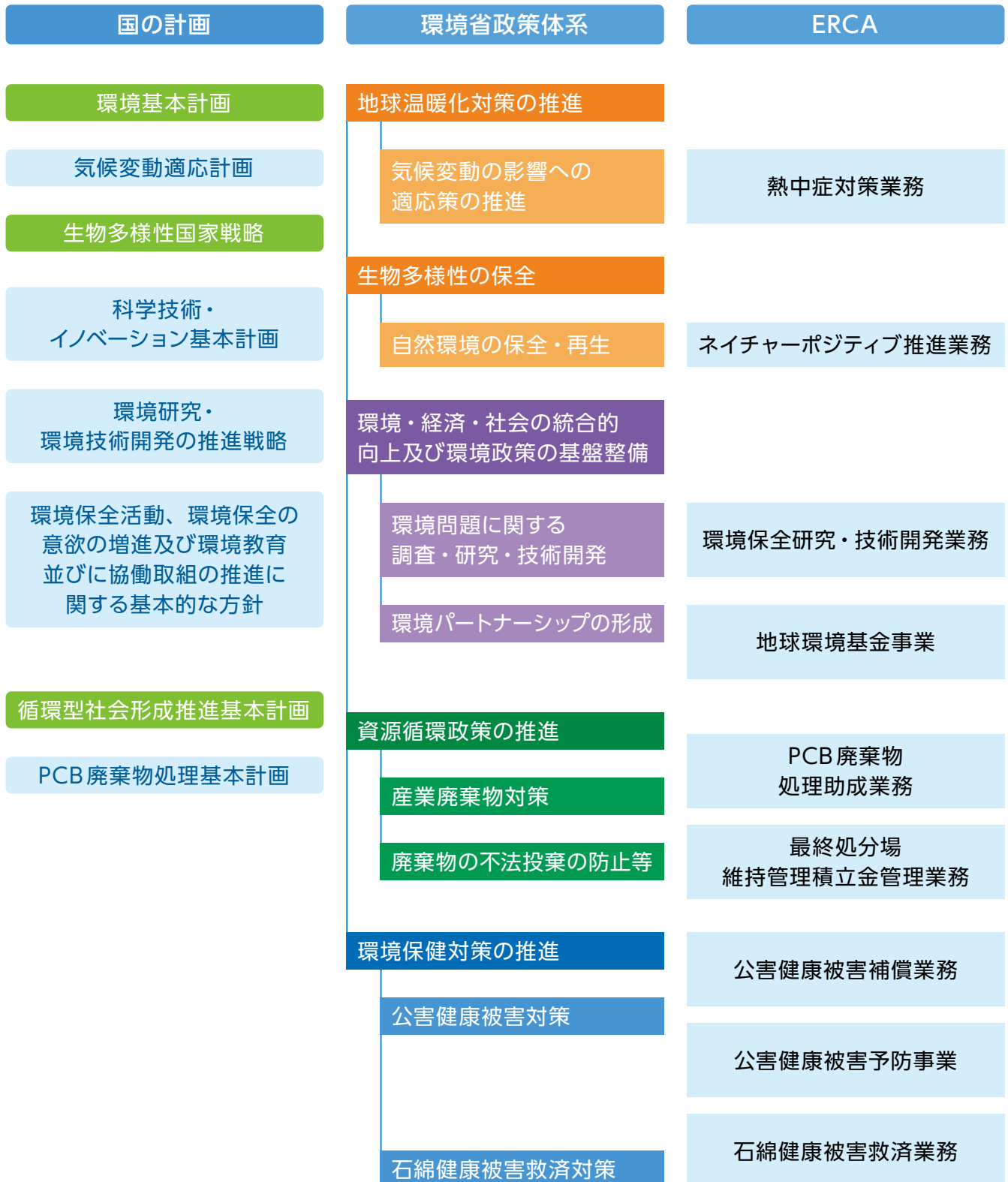
社会関係資本

石綿関連疾患診断医療機関
2,293 病院
環境省地方EPO^{※11}との協働取組
8 団体

※7 外部有識者による事後評価10点満点中の平均点 ※8 外部有識者による事後評価5段階中上位2段階の評価を獲得した割合 ※9 助成事業に関するフォローアップ調査結果（2025年度）「活動継続している」回答割合 ※10 2022年度に終了した課題のうち環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込を含む）割合 ※11 環境省地方環境パートナーシップオフィス

政策体系における ERCA の位置付けと役割

環境省の政策体系は地球温暖化対策の推進などの柱から構成されていますが、環境省の政策体系と ERCA の各業務の対応関係、関連する主な政府方針は次のとおりです。ERCA は、中期目標管理法として主務大臣から指示された中期目標に基づき、中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けることとされています。



第5期中期目標

第5期中期目標		
政策体系における法人の位置付け及び役割	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	
<p>我が国では、気候変動や生物多様性の損失等の地球環境の悪化が危機的状況にあり、経済・社会にも大きな影響を与える問題となっている。これらの社会課題に対し、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向け、統合的に取組を推進することを通じて、持続可能な新たな成長を実現していくことが必要である。また、引き続き公害の防止や健康被害の補償・救済といった基盤的取組を着実に進め、人の命と環境を守る環境政策の不変の原点を追求していくことも重要である。</p> <p>このような状況において、ERCAは①これまで業務を適切に実施し、多様なステークホルダーと連携協働して成果を向上させてきたこと、②次世代の環境保全を担う若手の育成、研修等による専門的な人材育成を行ってきたこと、③丁寧かつ正確な対応を行い、国民からの信頼を獲得してきたことを強みとして最大限に活かし、環境政策が置かれた状況の変化、地域における社会課題解決に向けたニーズの高まりを念頭に置きつつ、各業務の背景にある経緯や努力の方向性等を十分に認識し、その役割を果たしていくことが求められる。</p> <p>環境政策は急速に変化しており、人類の直面する危機を克服すべく、持続可能な循環共生型の社会を構築していこうとしている。ERCAは、環境省のパートナーとして、公害健康被害の補償をはじめとする人の命と環境を守る基盤的取組に加え、環境政策の野心的な目標に対しても積極的な役割を果たしていくことを目指して、複雑化する社会の変化や求められる役割の変化に対応し、環境・経済・社会の複合的な課題解決とSDGsの実現に貢献する組織となることが、今後の課題であると考えます。</p>	<p>熱中症対策業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熱中症警戒情報の的確性の向上 ○地方公共団体における熱中症対策の体制を設けた割合の増加に向けた支援：第5期中に都道府県100%、市区町村80%以上が体制整備 ○熱中症対策の研修受講者の理解促進：第5期中に90%以上が理解 <p>ネイチャーポジティブ推進業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然共生サイトの認定事務及び地域生物多様性増進活動の促進に必要な情報収集等 ○増進活動実施計画等の新規申請件数：第5期中に1,300件以上 ○ERCAによる技術研修受講者のうち、提供した情報を活用した者の割合：毎年度80%以上 <p>環境研究総合推進費業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SIPの戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標で設定したサブ課題ごとのKPIを参考設定した目標の達成 ○外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合平均93%以上 ○応募件数：平均319件以上/年 ○研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果の社会実装率：平均68%以上 <p>地球環境基金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○助成終了1年以上経過後の活動継続率：第4期実績（平均92%）を踏まえ高水準 ○助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：（10点満点中）平均7.8点以上 ○環境コースネットワーク事業への参加者数：平均値471.5人以上 <p>PCB廃棄物処理助成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○透明性・公平性を確保した確実かつ適正な制度運営 <p>最終処分場維持管理積立金管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○透明性・公平性を確保した確実かつ適正な制度運営 <p>公害健康被害補償業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：毎年度99%以上 ○地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切性・効率性の確保 <p>公害健康被害予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハビリテーションに係る調査研究の採択課題の割合：平均28.5%以上 ○調査研究の外部有識者評価：（5段階中）3.5以上 ○事業従事者・comedicalスタッフ向けの研修受講者数：第4期実績（平均823人/年）を維持 ○ステークホルダーと協働した事業への支援による効果的な助成事業の実施 <p>石綿健康被害救済業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被認定者の医療の受けやすさに関する満足度：（「受けやすくなった」回答）平均82%以上 ○認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：第5期中に平均131日 	
		II. 業務運営の効率化に関する事項
		<ul style="list-style-type: none"> ○経費の効率化 ○調達の合理化 ○給与水準の適正化 ○情報システムの整備及び管理
		III. 財務内容の改善に関する事項
		<ul style="list-style-type: none"> ○財務運営の適正化 ○基金の運用等
		IV. その他業務運営に関する重要事項
		<ul style="list-style-type: none"> ○業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 ○内部統制の強化 ○情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等

詳細は第5期中期目標、中期計画、年度計画 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください。

中期計画・年度計画

第5期中期計画と主な指標	2025年度計画と主な指標等
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	
熱中症対策業務 ・熱中症対策に係る情報の整理・分析・検証を行い環境省へ提供 ・熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報を環境省へプッシュ型で提供するためのスキームの構築 ・地方公共団体への情報提供・対策の促進 ・地方公共団体にとって利便性の高い効果的な研修体制の充実	・通年の暑さ指数の収集・整理・分析を行い環境省に年1回以上提供 ・熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報の取得先の調査、特定及び調整を実施 ・地方公共団体における優良事例の創出及び普及 ・全国10か所での対面研修のほかオンライン等による研修の実施
ネイチャーポジティブ推進業務 ・申請者の利便性を向上し年間を通じて申請を受付、効率的に処理 ・セミナー等での普及啓発、有識者マッチング制度を運用 ・地域生物多様性増進活動の技術向上のため優良事例を収集・提供 ・「生物多様性見える化システム」を活用し、活動実施者をフォローアップ	・計画策定に当たった事前相談、活動に対する各種助言等を実施 ・申請・相談の通年受付により安定的に審査等を実施する体制を整備 ・情報提供、研修・セミナー等の充実 ・生物多様性見える化システムにおける活動報告の促進
環境研究総合推進費業務 ・プログラムディレクター (PD) の指導による進捗管理、実施支援などの充実 ・公募説明会の実施、効果的な広報 ・若手研究者採択枠の増、講習会等による若手研究者支援 ・プログラムオフィサー (PO) やERCA職員による情報提供・助言の充実	・PDによるコメント、年4回程度の面談、サイトビジットを通じた進捗管理・実施支援 ・公募説明会を年2回開催、PO及びERCA職員によるオンライン相談会の通年開催、SNS等による広報の実施 ・大学、研究機関、関連学会等への広報の充実 ・各種会合の年1回以上の開催による助言の実施
地球環境基金事業 ・助成終了後の継続性や発展性につながる助成要件の見直し ・中間支援組織による伴走支援プロジェクトの推進、評価方法の見直し ・ユース世代を対象とした交流会、発表大会、研修等の実施 ・メディア等との連携による積極的な成果発信による個人・企業からの寄付獲得の取組	・国内の環境を軸とした社会課題の解決に資する活動への助成に重点化を図り、令和7年度から新たな助成メニューを創設 ・中間支援組織が伴走支援する効果的な方法の枠組みの構築・導入 ・ユースを対象としたセミナー等の開催、ユース・企業・民間団体をつなぐ仕組の構築 ・地域のメディア等が行うSDGsの推進協働企画へ参画
PCB廃棄物処理助成業務 ・助成金交付等の適正な実施	・審査状況、助成実施状況の公表
最終処分場維持管理積立金管理業務 ・積立金管理の適正な実施	・積立金管理状況の公表
公害健康被害補償業務 ・ばい煙施設等設置者からの相談等への的確な対応 ・申告・納付の指導及び督促の実施 ・オンライン申告促進等による利便性等の向上 ・地方公共団体への指導調査、公害保健福祉事業の事例情報提供	・ばい煙施設等設置者からの相談等へのICTを用いた効率的対応 ・申告・納付の指導及び督促の実施 ・オンライン申告促進のため未利用者へのフォロー ・地方公共団体への指導調査、公害保健福祉事業の事例情報提供
公害健康被害予防事業 ・外部有識者評価の研究者へのフィードバック等 ・事業従事者等向けの研修内容の更新、学会・医療関係団体との連携強化 ・地方公共団体との情報共有、高齢者支援団体との情報交換	・外部有識者評価の研究者へのフィードバック等 ・研修内容の適宜更新、学会・医療関係団体との連携強化 ・地方公共団体との情報共有、高齢者支援団体との情報交換
石綿健康被害救済業務 ・判定申出前の積極的な医学的資料の収集 ・医療機関に対する制度周知による被認定者の医療の受けやすさ向上 ・全国の保健所窓口担当者向け説明会等 ・効果の高い広報媒体による全国規模の広報展開	・医学的判定に必要な資料の整備の早期化 ・医療機関に対するパンフレットの配布、丁寧な制度周知実施 ・説明会のオンライン開催、随時閲覧可能な説明動画の作成 ・ステークホルダーと連携したポスター・チラシ等の配布、全国規模の広報の実施
II. 業務運営の効率化に関する事項	
・所要の削減を見込んだ予算作成・効率的執行 ・調達等合理化計画に基づく取組 ・給与水準の検証・適正化と公表	・所要の削減を見込んだ予算作成・効率的執行 ・調達等合理化計画に基づく取組 ・給与水準の検証・適正化と公表
III. 財務内容の改善に関する事項	
・適切な予算編成と資金運用 ・回収困難案件増を踏まえた適切な管理・回収	・適切な予算編成と資金運用 ・回収困難案件増を踏まえた適切な管理・回収
IV. その他業務運営に関する重要事項	
・働き方改革対応、研修等による人材育成 ・環境配慮の取組、災害対応の取組 ・内部統制基本方針に基づく取組 ・情報セキュリティ対策、研修、訓練の実施	・DEI推進、研修等による人材育成 ・環境配慮の取組、災害対応の取組 ・内部統制・リスク管理委員会による取組状況の確認 ・情報セキュリティ対策、研修・訓練の実施

詳細は第5期中期目標、中期計画、年度計画 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください。

■ 役員 の 状況

(2026年3月31日現在)

役職	氏名	任期	経歴
理事長	飯塚 智	2024年4月1日～ 2029年3月31日	東日本電信電話株式会社理事 新潟支店長 東日本電信電話株式会社相互接続推進部長 東日本電信電話株式会社経営企画部 地域循環型ミライ研究所所長
理事	坂田 貴彦	2024年10月1日～ 2026年9月30日	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 専業営業開発部長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事 業務品質向上推進部長 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 常務取締役
理事	田中 良典	2024年4月1日～ 2026年3月31日	環境省自然環境局国立公園課長 内閣府政策統括官(原子力防災担当) 付参事官 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課長
理事	福山 賢一	2024年4月1日～ 2026年3月31日	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部長 独立行政法人環境再生保全機構環境研究総合推進部長
監事	大下 正	2024年6月26日～ 2028事業年度財務諸表承認日	日本経済団体連合会事務総長付 (経団連事業サービス事務局長)
監事 (非常勤)	生田 美弥子	2019年7月9日～ 2028事業年度財務諸表承認日	弁護士法人北浜法律事務所東京事務所 パートナー弁護士(現職)

■ 職員 の 状況

常勤職員171人(前期末比+10) 平均年齢42.1歳(前期末39.7歳)

このうち国からの出向者は9人、民間からの出向者は3人です。また2026年3月31日退職者は4人です。

■ 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は19百万円(税抜)であり、非監査業務に基づく報酬はありません。

■ 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した施設等 なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充 なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等 なし

純資産の状況

1. 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	15,955	－	－	15,955
資本金合計	15,955	－	－	15,955

2025年度末の資本金（政府出資金）は、15,955百万円であり、その内訳は公害健康被害補償予防業務勘定6,072百万円、基金勘定9,401百万円及び承継勘定482百万円です。

2. 目的積立金の状況

2025年度は、目的積立金の申請を行っておりません。繰越積立金の取崩状況は、公害健康被害補償予防業務勘定及び承継勘定において自己収入を財源として取得した償却資産の減価償却費に充当するため、第4期中期目標期間の繰越積立金を14百万円取り崩しています。

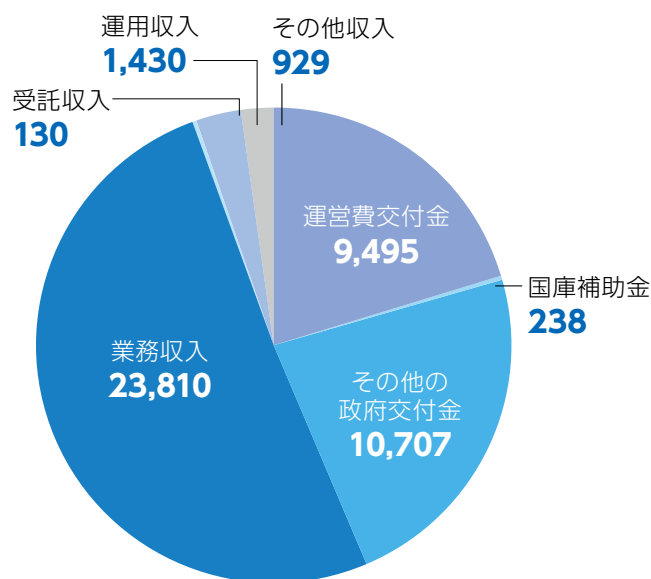
財源の状況

1. 財源の内訳

2025年度の法人単位の収入決算額は46,740百万円であり、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
運営費交付金	9,495	20.3
国庫補助金	238	0.5
その他の政府交付金	10,707	22.9
業務収入	23,810	50.9
受託収入	130	0.3
運用収入	1,430	3.1
その他収入	929	2.0
合計	46,740	100.0



2. 自己収入に関する説明

自己収入として、業務収入、運用収入等があります。

収入全体の5割を占める業務収入の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

勘定	概要	金額
公害健康被害補償予防業務勘定	ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金収入	23,390
承継勘定	建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収金等	281
石綿健康被害救済業務勘定	石綿健康被害救済基金造成のための特別事業主からの拠出金	138



環境配慮の取組

ERCAは、環境施策の一翼を担う組織として、業務及び日常活動において環境配慮の取組を推進しています。取組の基礎となる方針として、2006年に「環境配慮に関する基本方針」を定め、ERCAの業務運営に伴って発生する環境への影響の削減に努めています。

環境配慮に関する基本方針

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

- 1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上
業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。
- 2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施
環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。
- 3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定
省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。
- 4) 日常活動における環境配慮
全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。
- 5) 社会とのコミュニケーション
社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

■ 実施計画

基本方針をもとに「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「実施計画」という。）」において具体的な環境配慮の計画を策定し、職員による環境負荷の少ない業務の方法を模索しています。

2025年9月に環境省が「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」を見直したことを受け、ERCAでも2026年2月に実施計画の改定を行い、2030年度までの目標に加えて、2035年度および2040年度までの新たな目標を設定しました。

対象期間	2040年度まで	
温室効果ガス	電気使用量による温室効果ガス総排出量を2030年度までに2013年度比（基準年）で50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減	
個別対策に関する目標	電動車の導入	機構は公用車を所有していない。公用車の新規導入については2022年度以降全て電動車とする。
	LED照明の導入	既存設備を含めた機構のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
	再生可能エネルギー電力の調達	賃貸借契約を締結している民間ビルの管理会社に働きかけを行い、2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力となることを目指す。
	プラスチックごみの排出抑制及びリサイクル	プラスチックごみの排出について、2030年度までに2025年度比30%削減（一人当たりの排出量）するとともに、賃貸借契約を締結している民間ビルの管理会社働きかけを行い、排出されたプラスチックごみについては極力リサイクルを行うように努める。
	用紙の使用量	用紙の使用量を2030年度までに2013年度比で50%以上削減することに向けて努める。
	廃棄物の排出量	廃棄物の排出量について、2030年度までに2013年度比で30%以上削減すること及び廃棄物中の可燃ごみの量を2013年度比で増加させないように努める。

詳細はホームページ (<https://www.erca.go.jp/erca/guide/approach/pdf/sakuzyo.pdf>) をご覧ください。

■ 事務所における環境配慮

ERCAの業務は事務所での業務のウェイトが高いことから、事務所内での照明等の電力消費量の削減、プラスチックごみの排出抑制、コピー用紙の使用量削減を通じた省資源、廃棄物の削減等、環境負荷の少ない業務運営に努めています。また、電気使用量の削減量から算出する温室効果ガス排出削減量をERCAが掲げる温室効果ガス削減目標としています。

2025年度の実績

	基準値 (2013)	実績値 (2025)	目標値 (2030)
温室効果ガス	148.8t-CO ₂	71.4t-CO ₂	74.4t-CO ₂
	基準値 (2013)	実績値 (2025)	目標値 (2030)
用紙使用量	1,947,000枚	682,549枚	973,500枚
廃棄物排出量	10,078.5kg	4,899.0kg	7,055.0kg
可燃ごみ排出量	451.0kg	611.0kg	451.0kg

(1) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス削減量は、事務所の照明、コンセント、空調、サーバ室の電力量をCO₂に換算しています。*

2025年度の温室効果ガスの排出量は、71.4t-CO₂で、2013年度比で52.0% (77.4t-CO₂)の削減を達成しました。

* CO₂の削減根拠は、東京電力エナジーパートナー株式会社の調整後排出係数を用いて算出しています。

(2) プラスチックごみの排出量

2025年度のプラスチックごみ排出量は総量763.0kgとなり、1人当たりの排出量は3.4kgでした。2030年度までの削減目標の達成に向け、引き続きプラスチックごみの排出抑制に取り組んでいきます。

(3) コピー用紙使用量

2025年度のコピー用紙使用量は682,549枚となり、2013年度比で64.9% (1,264,451枚)の削減となりました。2025年度は、決裁の電子化が一層進んだことによりペーパーレス化が促進され、前年度からさらに用紙使用量を削減することができました。その結果、2024年度に続き、実施計画で定める「用紙の使用量」に関する目標を達成しました。

(4) 廃棄物排出量

ERCAで排出される廃棄物は可燃ごみ、ミックスペーパー、段ボール、新聞紙、雑誌、ビン、缶、ペットボトル、発泡スチロール、粗大ごみ、不燃ごみ、蛍光灯、電池等に分類し、可燃ごみ以外はリサイクルとして活用されています。2025年度の廃棄物排出量は4,899.0kgで、2013年度比で51.4%減少、可燃ごみは611.0kgで、2013年度比で35.5%増加となり、目標を達成できませんでした。可燃ごみについては、1人1日当たりの排出量が2013年度は11g、2025年度は10.6gとなっており、基準年比で1人1日当たり0.4g削減となりました。今後は、可燃ごみ総量の削減目標を達成するために、職員一人ひとりのさらなる意識向上が求められています。



温室効果ガス 52.0%削減
2025年度排出量 71.4t-CO₂



コピー用紙使用量 64.9%削減
2025年度実績 682,549枚



廃棄物排出量 51.4%削減
2025年度実績 4,899.0kg

オフィスにおける環境配慮実績



温室効果ガス排出量



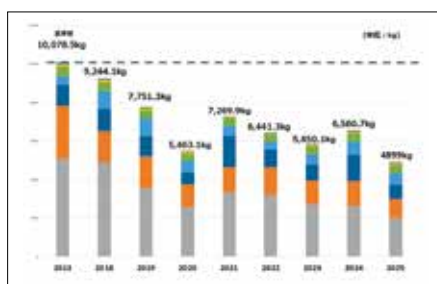
コピー用紙使用量



廃棄物排出量



可燃ごみ排出量



廃棄物排出量の内訳

- 乾電池
- 発泡スチロール、蛍光灯
- カン
- ビン
- ペットボトル
- 可燃ごみ排出量
- 不燃ゴミ (廃プラ等)
- ミックスペーパー (シュレッダー屑等)
- 再利用古紙

温室効果ガス (CO₂) 算定方法

電気使用量 … 2024年度実績の調整後排出係数(東京電力エナジーパートナー株式会社)を用い、排出係数を暫定値としています。

■ 環境配慮実行計画自己点検集計結果

ERCAでは実施計画に基づき、2025年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、環境配慮実行計画を定め積極的に取り組むこととしております。

その一環として、環境配慮実行計画の進捗状況について、年2回職員による自己点検を行っています。

2025年度は2025年10月と2026年3月に実施し、各項目の評価点の構成は以下のとおりです。

(単位：項目)

	2023年度		2024年度		2025年度	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
◎ (4.1点以上)	24	18	25	22	23	22
○ (4.0～3.1点)	3	7	3	4	2	4
△ (3.0～2.1点)	0	2	0	2	2	1
× (2.0点以下)	0	0	0	0	0	0

自己の意識レベル

環境保全に重大な効果がある：3

環境保全にかなり効果がある：2

環境保全に多少効果がある：1

関連しない(2023、2024年度のみ)：

集計対象外

自己の取組状況

既に取り組んでいる：2

更に取組が必要：1

取り組んでいない：0

関連しない(2023、2024年度のみ)：

集計対象外

取組状況の評価

=自己の意識レベル×自己の取組状況

3点以下の項目は、「役職員に対する啓発及び社会貢献」における1項目となっており、さらなる取組が望まれます。

■ 環境に配慮した物品及び役務の調達

(1) 環境物品等の調達(グリーン購入)

紙類や文房具類、オフィス家具等の物品の調達についてはグリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施しました。

① 特定調達品目の調達状況

・目標設定を行う品目：**100%達成**

・判断の基準を満たさない物品：なし

② 特定調達物品以外の環境物品等の調達

エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものの調達に努めました。

③ 役務提供業者に対する仕様書に環境配慮物品に関する事項を記載

・物品等の納入時はクラフト包装など簡易包装とする。

・業務実施において環境物品等の使用を推進する。

・特定品目以外の調達においても可能な限り環境配慮型物品の調達に努める。



(2) 環境配慮契約の契約状況

環境配慮契約法並びに国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(2022年2月25日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、温室効果ガス等の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の推進を図りました。基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車及び船舶の購入、省エネルギー改修事業(ESCO事業)及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、独自に電気を受ける契約の締結やESCO事業についてはERCAが民間ビルのテナントであることから該当はありません。また、自動車及び船舶の購入や建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注並びに産業廃棄物の処理に係る契約締結の該当はありません。

詳細はホームページ(https://www.erca.go.jp/erca/chotatsu/kankyo_gaiyo.html)をご覧ください。

■ グリーンボンド等の購入

ERCAの経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンド、サステナビリティボンド及びソーシャルボンドを、2025年度においては180億円購入しました。

また、社債の取得条件について、環境問題を担っている法人としての経営理念に照らして、債券格付の基準に加え、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の観点による基準を設け、それらを満たす債券を取得対象とすることとしています。

債券取得基準

次のいずれかに該当するものを対象とする。

・グリーンプロジェクトのための債券 ・ソーシャルプロジェクトのための債券 ・その他環境負荷が相対的に低いと判断される債券

用途の概要

再生可能エネルギーの利用、太陽光発電設備の設置

自然環境の保全、気候変動への適応

ジェンダー平等、女性のエンパワメント推進事業

老人ホーム等の福祉施設及び医療施設の整備への融資

鉄道ネットワークの整備、CO₂低減船舶の建造

温室効果ガス排出量の削減

水資源の有効利用、保全

高速道路インフラ長寿命化、渋滞緩和効果に基づくCO₂抑制

■ その他の環境配慮の取組

(1) 川崎市における清掃活動への参加

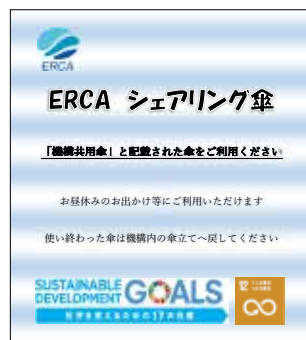
令和7年度に川崎市が新たに開始した「路上喫煙防止・ポイ捨て禁止キャンペーン(清掃活動)」に、ERCA職員が参加しました。川崎駅周辺においてごみ拾いを実施し、清潔で快適なまちづくりの推進に寄与しました。

参加日	参加者数
令和7年11月10日(月)	15人
12月4日(木)	16人
令和8年1月19日(月)	9人



(2) 傘、エコバッグのシェアリング

「ERCAのプラスチックごみ削減の取組」及びSDGsの取組(目標12:持続可能な生産消費の確保)の一環として、傘、エコバッグのシェアリングを行っています。事務所内の置き忘れ傘を共有傘として活用することで、新たなビニール傘を買わないように努めました。また、ERCA職員が持ち寄ったエコバッグを配置し、貸し出しを行っています。昼食時間のお弁当の買い物や、終業後の買い物等に自由に活用し、不要なレジ袋を受け取らないように努めました。



(3) 古着等のリサイクル

ERCA職員の不要になった衣類や服飾雑貨、古本・CD、子供用おもちゃ等を持ち寄り、「ERCAリサイクル市」を開催して必要な職員へ譲る取組を行っています。リサイクル市で残った衣類等は「古着deワクチン」というプログラムに寄付し、開発途上国での再利用やワクチン寄付に活用されています。



■ 2025年度を取組結果と今後の取組

2025年度は、照明のLED化を進めたことから電気使用量が2024年度よりもさらに減少し、2030年度までの温室効果ガス削減目標を達成することができました。コピー用紙使用量につきましても、電子決裁利用の徹底により前年度よりもさらに減少し、削減目標は達成されました。一方で、廃棄物の排出量については、全体の削減目標は達成されましたが、可燃ごみについては基準年よりも増加しています。今後はさらに環境配慮を促進するとともに、家庭における脱炭素型ライフスタイルの促進が必要となります。これらの状況を踏まえ、今年度も引き続き組織内の環境配慮の促進を図るためのコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりが自主的・積極的な行動を心がけるとともに、特に以下の4点の取組レベルの向上を目指すこととします。

- ① 機構実施計画における削減目標のうち、電気の使用による温室効果ガス排出量の削減について、目標達成のためにさらなる節電の取組を徹底
- ② 機構実施計画における削減目標のうち、廃棄物の排出量については、2025年度も削減目標を達成できたが、可燃ごみの排出量については、2024年度よりは減少したものの、削減目標を達成できなかったことから、引き続き可燃ごみの廃棄を抑制する取組を徹底
- ③ 機構実施計画に新たに追加された削減目標のプラスチックごみの排出量については、平成30年11月から実施しているERCAのプラスチックごみ削減の取組を推進するため、エコバッグの利用を促進し、レジ袋を削減、使い捨て容器入りの弁当等プラスチック容器の使用の削減
- ④ テレワークの継続及び年休取得の推進等によるワークライフバランスの確保、及び地球温暖化対策に関する研修や啓発による役職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

海外での業務・調査の報告

(環境研究総合推進部 SIP 推進課 / 予防事業部)



■ 業務概要 (SIP 推進課)

環境研究総合推進部 SIP 推進課では、内閣府が推進する戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の第3期課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」(以下、「SIP-CE」という)の研究の推進に取り組んでいます。SIP-CEでは特にプラスチック分野における資源循環システムの構築を目指し、基礎研究から社会実装まで一貫通貫で研究開発を実施しています。

社会実装に向けた国際展開戦略の一環として、2025年12月にSIP-CEの伊藤耕三プログラムディレクター (PD) (東京大学特別教授) や内閣府等とともにサーキュラーエコノミーに関する国際ルール形成の取組が進展する欧州において大きな影響力を有するWBCSD (持続可能な開発のための世界経済人会議) や欧州の関係機関を訪問しました。

本訪問では、WBCSDの他にも欧州においてサーキュラーエコノミーに深く関わる、ACEA (欧州自動車工業会)、Cefic (欧州化学工業連盟)、European Commission (欧州委員会)、Plastics Europe (欧州のプラスチック業界団体) との打合せにおいて、SIP-CEの取組の成果を紹介するとともに、具体的な連携関係の構築や欧州の最新の動向に関する意見交換を行いました。

ERCAからもSIP推進課の職員が同行し、マネジメント体制や参画機関などのSIP-CEの研究推進体制について紹介し、質疑応答の対応も行いました。

■ 成果

各機関とも、SIP-CEの取組に高い関心を寄せていただき、今後の国際展開・国際連携の布石となるとともに、サーキュラーエコノミーに関する欧州の規制や法制定の最新の情報が得られるなど、有益な訪問となりました。特に今回の訪問の最大の目的であったWBCSDとは帰国後もWeb会議を実施し、伊藤PDのWBCSD年次総会 (2026年4月27日開催) での講演に向けた調整を行うなど、今後のサーキュラーエコノミーに関する国際展開・ルール形成に向けた連携を継続しています。



WBCSD訪問 (写真は伊藤PD)

■ 調査概要（予防事業部）

予防事業では、ERCA第5期中期目標期間（2024～2028年度）において、呼吸リハビリテーションの普及と専門人材の育成に取り組んでいます。近年、ぜん息・COPDに対する薬物療法と非薬物療法（運動療法、栄養指導等）の併用が注目されていることを踏まえ、特に運動療法に着目し、参加者が呼吸リハビリテーションを体験できる地域住民向けイベント等を実施しています。

2025年度は有識者の監修の下、予防事業の充実や日本国内における呼吸リハビリテーションの普及に向けて、国内外の最新動向を把握するための総合的な調査を行いました。

海外については、多職種連携によるプログラム提供が進んでいるベルギーとイギリス、世界的に見て先進的なプログラムが提供されているオランダの3か国を対象とした現地ヒアリング調査を実施しました。

■ 成果

今回の調査で得られた以下の課題等を踏まえ、引き続き知見を集積し、関係機関と連携しながら事業を展開してまいります。

(1) 呼吸リハビリテーションの利用状況と課題について

今回の調査対象国では、呼吸リハビリテーションプログラムがぜん息・COPDに対する治療の一つとして病院の外来・入院の両方で提供され、多くの患者が利用していました。我が国（日本）は調査対象国と比較してプログラムの内容や水準は遜色ない一方、認知度が十分でなく普及に繋がっていない面があります。予防事業においては、医療者と患者の両者に対して、研修や講演会等を通じた普及に取り組めます。

(2) 医療制度における呼吸リハビリテーションの位置付けについて

日本の制度上、呼吸リハビリテーションは患者1名に対して医療者1名が必要ですが、調査対象国では患者4～5名に対して医療者1名でのプログラム提供が可能であり、患者1人当たりの診療報酬も日本より高く設定されていました。予防事業においては、諸外国の制度や取組等を踏まえて制度改善や環境整備に資する調査研究課題を設定するなど、更なる知見の集積等を進めます。



CIRO：呼吸リハビリテーション専門施設
(オランダ)



ルーベン大学病院（ベルギー）



コミュニティクラス（イギリス）

※「呼吸リハビリテーション」とは、呼吸器疾患を有する患者が、疾患の進行予防や健康状態の回復・維持を図るため、医療者との協働のもとで自己管理能力を高め、自立した生活を継続できるよう支援する、個別化された包括的な介入を指します。（日本呼吸ケア・リハビリテーション学会、日本呼吸理学療法学会、日本呼吸器学会「呼吸リハビリテーションに関するステートメント」より）



社会連携・社会貢献

ERCAでは、広く国民の皆様にはERCAの業務や環境にやさしい社会づくりについて知っていただくため、各種環境イベントへの出展を行っています。また、事務所所在地である神奈川県川崎市で開催される環境イベントにも積極的に出展するなど、地域貢献にも努めています。

2025年度は、こどもや学生への環境教育を重点に、本年度から本格的に始動したネイチャーポジティブ推進業務との連携も図りつつ、環境に対する理解や関心を深めることを目的としたワークショップ等の体験型イベントを企画・実施しました。

令和7年度こども霞ヶ関見学デー

夏休み期間中に各省庁で行われた「こども霞ヶ関見学デー」において、「オリジナルの自然共生うちわを作って熱中症対策！」をテーマに、自然のイラストが描かれた台紙に生き物シールを貼っていくワークショップを実施しました。このワークショップを通して、生物多様性の重要性やネイチャーポジティブについて学んでいただく場を提供しました。



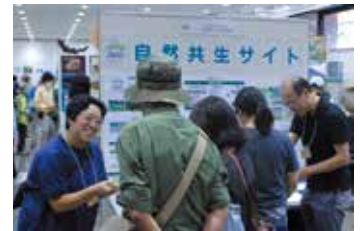
こども霞ヶ関見学デー



東京新聞「こども記者が行く！」

東京新聞「こども記者が行く！」

東京新聞主催「こども記者が行く！」にて、テーマとして「気候変動」と「生物多様性」を取り上げて命の大切さや熱中症対策について子ども達に学んでもらいました。講義の最後には、地球環境基金部のスタッフが「特定非営利活動法人 日本オランウータン・リサーチセンター」とその活動について紹介し、種の保全や生物多様性の繋がりについて詳しく説明しました。講義の合間には、自然のイラストが描かれた台紙に生き物シールを貼って作る「自然共生うちわ」のワークショップを行い、楽しみながら環境への理解を深めました。



きょうと☆いきものフェス!2025

きょうと☆いきものフェス!2025

きょうと生物多様性センター主催の「きょうと☆いきものフェス! 2025」に出展をしました。屋内ブースでは、今年度から本格的に始動した新規業務である「ネイチャーポジティブ推進業務」についての説明を行いました。屋外ブースでは、子どものための環境学習情報サイト「生まれ!グリーンフレンズ」及び「マナティーパズル」のワークショップを実施し、地球環境基金を知っていただく機会を設けました。



Locusフィールドスタディ

Locusフィールドスタディ

川崎市立川崎高等学校でネイチャーポジティブについての講義を実施しました。講義では、生物多様性の定義やERCAでの取組、世界中でのネイチャーポジティブな事例を紹介し生徒の理解を深めました。また、グループで話し合いながらマインドMAPを作成するワークショップも実施し、ネイチャーポジティブな未来の実現のため、まず自分たちには何が出来るかを考えました。



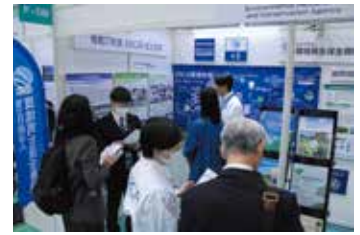
& EARTH スマートライフプロジェクト
in ラゾーナ川崎

& EARTH スマートライフプロジェクト in ラゾーナ川崎

ラゾーナ川崎で開催された「& EARTH スマートライフプロジェクト」に出展しました。本イベントは地域の皆さまにSDGsやサステナビリティに関する取組を楽しく学んでいただくことを目的としイベントであり、官民連携によりスマートなライフスタイルを提案し、持続可能な社会づくりを促進するものです。ERCAのブースでは、「エコドライブシミュレーター」「生まれ!グリーンフレンズ」を実施し、来場者の皆さまと環境について考える機会を提供しました。

■ 第18回川崎国際環境技術展

第18回川崎国際環境技術展に出展しました。自然共生サイト及び環境研究総合推進費の制度概要について展示を行いました。また、ERCAの事業内容や今年度のイベント活動報告等についても説明を行い、ERCAの取組について理解促進を図りました。また、会期中には川崎市長にもブースへお立ち寄りいただき、展示内容をご覧いただきました。



第18回川崎国際環境技術展

■ エコプロ2025

東京ビッグサイトで開催されたエコプロ2025に出展しました。ERCAブースでは「環境年表」をアイキャッチとして掲示し、ERCAの事業内容の紹介に加え、新規事業であるネイチャーポジティブに関する取組の説明や、学生向けの採用案内を行いました。また、こどもや学生の来場者にはERCAカラーの付箋に「環境行動宣言」を記入していただき、それらを貼り合わせてERCAロゴのモザイクアートを完成させる参加型ワークショップを実施しました。来場者の皆様とともに、環境のためにできる行動について考える機会となりました。



エコプロ2025

■ サーキュラーエコノミー EXPO2025

環境研究総合推進費業務では、「混紡繊維の分別・リサイクル」、「下水道資源に始まる地域循環共生圏の確立」、「マイクロ波照射による有機廃棄物の高速炭素化」の3つの研究課題について、パネルと現物を組み合わせてブース出展。来場した研究者によるミニセミナーも計8回実施し、盛況となりました。SIP事業では、プラスチックの資源循環をテーマに、ブース内で多数の面談が成立しました。



サーキュラーエコノミー EXPO2025

ステークホルダーとの対話

ERCAは多様なステークホルダーと協力しながら業務を行っています。今後の業務をより良いものとしていくため、ステークホルダーとの対話を行っています。

■ 日韓環境協力30周年 ～国際交流の深化と今後の展望～

令和7年9月25日～26日、韓国・済州島にて、韓国環境公社（K-eco）との第30回定例会議及び第25回実務者連絡会議を開催しました。本会議では、30年間継続してきた日韓両機関による環境分野での協力の歩みを振り返るとともに、今後の展望について幅広く意見交換を行いました。

初日の会議では、K-eco及びERCAの理事による開会挨拶や記念セレモニーに続き、「環境分野におけるデジタル技術の統合とAIによる取組」をテーマとして、K-ecoからは韓国の大気質監視・情報提供プラットフォーム（AirKorea System）やK-ecoにおけるAI実装計画等について報告を行い、ERCAからは環境研究総合推進費におけるAI活用の実践例や対話型AIなどを用いた研究効率化の取組を発表し、DX推進の観点からの知見共有を行いました。また、ERCAが令和7年度から地域生物多様性増進業務を開始したことに合わせて、両国における自然共生サイト（OECM）制度の状況についても発表を行い、制度設計の考え方等について共有しました。

2日目のサイトビジットでは、まず済州民俗自然史博物館を訪れ、火山島ならではの生態系や生物多様性、地域文化について説明を受けました。続いて、済州大気質モニタリングステーションに移動し、高精度センサーによるPM2.5・PM10等の大気汚染物質の測定手法や、迅速なデータ解析を通じた市民向け情報提供の仕組みなど、韓国における大気環境観測の実際を視察しました。

今回の訪問を通じ、30年にわたり築いてきた日韓両機関の協力関係が一層強化されたことが確認されました。今後も、共通する環境課題する情報交換を継続し、国際的なパートナーシップの維持・強化に取り組んでまいります。





人材戦略

■ 人材の育成

第5期中期目標期間においては、ERCAのミッションである「社会課題の解決による持続可能な成長を推進し、時代の要請に対応すること」及び「人の命と環境を守る基盤的取組を着実に実施し、不変の原点を追求すること」の実現に向け、適切な人材の確保と戦略的な育成が求められています。このため、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、戦略的かつ計画的に人材の確保及び育成を推進しています。具体的には、業務内容の高度化や多様化に対応する組織力を向上させるため、人材の確保に取り組み、専門的知見を有する機関との人事交流を行うほか、改めて職員に求められる能力を「公的機関で環境保全に携わる職員として求められる基礎能力」、「職制別に求められるマネジメント能力や専門能力」及び「ERCAの実務を支える専門能力」として整理し、職員研修の内容を不断に見直しています。また、キャリアパスの整理や、職員が自身の関心や適性に応じて自律的に能力強化を図ることができる環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大するなど、専門性の強化に努めています。

〈職員研修の例〉

職制別研修	課長級～5等級（主事級）の職員を対象に、それぞれの等級に求められる役割を理解し、役割の全うに必要な知識・技能・心構え学ぶ研修を実施しました。
コンプライアンス・ハラスメント研修	ERCA職員としての行動指針、コンプライアンスの遵守及びハラスメントの防止について再確認するとともに、事例やケーススタディを用いた研修を実施しました。
個人情報保護研修	個人情報の取り扱いには細心の注意が求められることから、適切な管理及び保護をするために必要な知識や注意点について学ぶ研修を実施しました。
内部統制研修	全役職員を対象に、eラーニングを活用し、内部統制の基本を再確認するとともに、職員が過去に経験した事務事故対応の体験談等を共有し、リスク対応に関する理解を深める研修を実施しました。
情報セキュリティ研修	全役職員を対象に、eラーニングを活用し、情報セキュリティを取り巻く脅威に関する研修を実施しました。
キャリアデザイン研修	若手職員を対象に、今後のキャリアを主体的に描けるようになることを目的として、ERCA内部のキャリアコンサルタントによる研修を実施しました。あわせて、研修実施後には、同キャリアコンサルタントによるキャリア面談を行いました。
情報リテラシー研修	効率的な業務遂行とデジタル上での円滑なコミュニケーションを目的として、Microsoft Copilot等の使い方の研修を実施しました。
公害健康被害補償・予防研修	かつて激甚な公害被害を経験した地域の“今”を知ることによって、公害のもたらす被害への理解を深め、ERCA職員としての課題対応力を高めるための研修（水俣）を実施しました。
環境専門性研修	公害等が発生した現地へ赴き、環境問題の歴史・実態・現状等を学ぶため、環境省が主催する環境問題史現地研修（西淀川、富山、四日市、福島、水俣）に参加し、幅広く環境問題に関する最新情報を学びました。

■ 人事評価制度

ERCAでは、職員が高いモチベーションを保ちつつ存分に能力を発揮し、組織全体のパフォーマンスを向上させることが重要であるという認識のもと、人事評価制度の運用に力を入れています。とりわけ、人事評価の過程で行われる評価者と被評価者とのコミュニケーションを重視しつつ、組織全体の活性化及び職員個人の成長を促すことで、主体性やリーダーシップの発揮、ひいては組織全体の底上げに努めています。今後も、活気のある組織運営のため、透明性、公平性を担保した上でメリハリのある人事評価制度を活用しながら職員の士気を高め、最高のパフォーマンスが常時発揮できる組織を目指します。

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン



■ ワーク・ライフ・バランスに向けた取組

業務効率化、超過勤務の削減、休暇取得の促進など、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進しています。また2025年度よりフレックスタイム制を導入し、多様かつ柔軟な働き方が可能な環境整備を行いました。

このほか年次休暇の時間単位取得制度、小学校6年生までの子供のための部分休業制度など各種制度を設けています。



くるみんマーク

厚生労働省より次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として次世代認定マーク「くるみん」を取得しています。



トモニンマーク

仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できる厚生労働省のシンボルマーク「トモニン」を取得しています。

■ ダイバーシティの推進

ERCAではすべての人が働きやすい職場づくりを目指して、育児・介護休暇取得の促進や障がい者雇用などに取り組んでいます。また、女性活躍の推進に関する取組も進めており、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（2022年4月～2026年3月）における目標の1つ（管理職に占める女性の割合を18%以上）について、達成しました。

ERCAの障がい者雇用、女性登用の状況は以下のとおりです。

障がい者雇用	法定雇用率を上回る	7名雇用
女性登用の状況 (2026年3月末)	役員	1/6名 (16.7%)
	管理職 (課長級以上)	8/38名 (21.1%)



えるぼしの認定

女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主として、厚生労働大臣より認定されています。

SDGsに関する取組

ERCAは 2018年度に各部業務をSDGsの観点から見直し、ERCAの業務がどのゴールに貢献しているのかを整理しました。2025年度も引き続き、ERCAの各部業務をとおしてSDGs達成に貢献するとともに、次の点に注力しています。

① 環境問題に関する知識普及、地域貢献 (地域の環境イベントや活動への参画等)	
② オフィス内の環境配慮に関する取組 (環境負荷の低いオフィス環境づくり等)	
③ 作る責任、使う責任に関する取組 (物品の新規購入控え、積極的なシェアリング等)	
④ ワーク・ライフ・バランスやジェンダー平等に関する取組 (公私の両立がしやすい職場づくり、採用時における平等な募集等)	

リスク管理の状況

■ リスク管理体制

ERCAは、石綿による健康被害に遭われた方の個人情報や公害による健康被害に遭われた方への補償給付費など国民サービスに直結する情報や資金を取扱う業務を行っています。そのため、業務遂行に当たって障害となり得るERCA内外の諸要因をリスクとして識別、分析及び評価して、当該リスクに適切に対応することとしています。

2025年4月に新設された自然共生部では、所掌する業務におけるリスクの洗い出しを行い、その影響度を分析、新たに10件のリスクをERCAの重要リスク一覧に追加しました。このように日常的な業務運営においてリスク管理を行うとともに、各種委員会を設け、内部統制・リスク管理の取組を推進し、定期的な検証を行っています。更に、内部監査による点検を実施し、リスクの対応に努めています。体制図はP.14をご覧ください。また、各業務の課題等については、各業務のページをご覧ください。

内部統制等監視委員会

外部有識者と役員を委員とする内部統制等監視委員会を設置し、内部統制・リスク管理の推進状況について報告を行い、毎年度検証を受けています。

契約監視委員会

監事及び外部有識者を委員とする契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・応募、複数年度契約及び調達等合理化計画について点検・見直しを毎年度受けています。

情報システム管理委員会

役員及び部長を委員とする情報システム管理委員会を設置し、情報システム整備やサイバーセキュリティ対策、情報セキュリティ教育について審議しています。

内部統制・リスク管理委員会

理事長及び理事を委員とする内部統制・リスク管理委員会を設置し、半期ごとに事務事故等報告制度等の各種報告・通報制度の状況を把握、分析、共有し、リスク対策や再発防止策等について審議しています。

契約手続審査委員会

理事等を委員とする契約手続審査委員会を設置し、調達案件の公正性を確保し、契約手続の厳格化を図るため、事前審査を行っています。

■ 各種報告制度の運用

ERCAでは事務事故につながりかねなかった事例、組織として共有すべき問題やミス、事前にリスクの顕在化を防いだ事例を共有することにより、業務改善や類似事案の発生防止につなげるためのヒヤリハット事例登録制度、リスク顕在時に速やかな情報共有と原因分析、再発防止策を図る取組として事務事故等報告制度、国民の皆様から寄せられる苦情や賛辞、要望などを組織内に共有する仕組みとして外部意見等報告制度を運用していました。

一方で、組織内の情報システムや職員を取り巻くインフラ環境の変化に応じ、2024年度からは各種報告制度の見直しを行っております。2025年度は、苦情・要望等については事務事故等報告制度において「疑い」事案も含めて報告対象としていること及び感謝・賛辞等については既に本制度に寄らず関係者に共有されていることから、外部意見報告制度を廃止し、事務事故等報告制度に一本化しました。そのほか、4月に新規入職者に対して内部統制の基礎について研修を行い、2月には職員全体に対して効果的な再発防止策の策定や速やかな報告に主眼を置いた内部統制研修を行いました。

■ 日常的モニタリング

ERCAでは各部において業務に内在するリスクを顕在化させない取組を業務フローの中に組み込むことによって、日常的モニタリング実施体制を構築しています。モニタリングにより不備等が見つかった場合には、必要に応じて関係者へ報告・共有、原因分析・調査を行い、業務フローの改善を図ることとしています。

2025年度は各部において業務フローの点検見直しと各部において作成している業務マニュアルの棚卸しを実施しました。定期的な業務フローやマニュアルの見直しを通じて、手順の確認共有、事務リスクの低減を図っていくこととしています。

■ ERCAの3大重要リスクへの対応

ERCAでは業務フローの明確化によって内在化するリスクを把握するとともに、そのリスクが顕在化した際にERCAの資産毀損や信用失墜など影響度の高いリスクを重要リスクとして選定し、その中でも影響度が甚大な「機微な個人情報の漏えい」「情報セキュリティインシデント発生」「金融資産の毀損」を3大重要リスクとして定め、重点的にリスク対応を行うこととしています。

機微な個人情報の漏えい防止

ERCAでは機微な個人情報を取り扱っており、外部からの侵入や不正持ち出し、業務遂行上のミスによる情報流出などの個人情報漏えいを未然に防いでいく必要があります。「保有する個人情報の保護管理規程」や「保有個人情報等の取扱いに係る業務の外部委託に関する達」その他関連するマニュアル等を整備するとともに、各種契約における個人情報取扱いの点検や個人情報保護研修を実施し、個人情報管理の徹底を図っています。

情報セキュリティインシデントの発生防止

情報漏えいやサイバー攻撃被害等の情報セキュリティインシデントの発生は、業務停滞やERCAの信用失墜につながる重大なリスクです。ERCAでは政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準に基づき「情報セキュリティポリシー規程」や「情報セキュリティ実施手順書」を整備し、各種セキュリティ対策を行うとともに、全役職員を対象に情報セキュリティ研修や不審メール訓練等を実施し、情報セキュリティ水準の向上を図っています。また、CSIRT (Computer Security Incident Response Team) を組織し、情報セキュリティインシデントに対応する体制を整備しています。

金融資産の毀損防止

ERCAは約3,000億円の金融資産を有しており、その毀損は各業務で行う国民サービスの低下に直結することになります。ERCAでは「資金の管理及び運用に関する規程」を定め、金融機関の経営状況や健全性、金利変動に伴うリスクに関し、資金管理委員会でモニタリングするなど金融資産の毀損リスクを未然に防ぐ取り組みを行っています。

■ コンプライアンスの推進

ERCAではコンプライアンスを単に法令遵守だけでなく、広くステークホルダーとの関係において、「ERCAの使命を果たすため、役職員をはじめ業務に携わる者として誠実に行動すること」と定義し、職員の行動方針としてコンプライアンスマニュアルを定めています。

役職員を対象にコンプライアンス・ハラスメント研修を実施するとともに、コンプライアンス・チェックシートによる確認を実施し、全役職員にコンプライアンス遵守の徹底を図っています。

またコンプライアンス上の違反行為を未然に防止するために、ハラスメント相談員や職員が法令違反等を通報できる内部通報窓口、外部の方が通報できる外部通報窓口を設置しています。

詳細はホームページ (https://www.erca.go.jp/erca/guide/c_manual/index.html) をご覧ください。



■ 想定される外部環境リスク

第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、NGO・NPOの活動や地方公共団体の事業、医学的判定の為の審査会の実施が困難となりました。同様に、災害や感染症の蔓延等が生じる場合は事業に影響が生じるリスクがあります。また、近年は、高性能AIの悪用によるサイバー攻撃の高度化・自動化の進展を大きなリスクとして認識し、情報セキュリティ対策を強化しています。

熱中症対策業務



■ 業務概要

我が国における熱中症による救急搬送者数は、平成22年度に急増して以来、例年5万人前後で推移し、また、熱中症による死亡者数は、平成30年以降、令和3年を除いて1,000人を超え、令和6年は2,000人を超えるなど、非常に厳しい状況が続いています。そのような状況の中、令和5年5月に改正気候変動適応法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定されました。同計画では、「地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策」が柱の一つとして重視されており、地域における対策の実施体制を強化していくことが求められています。

このような背景から、令和6年4月から、ERCAは改正機構法に基づく熱中症対策業務を本格的にスタートしました。ERCAは、2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減する政府目標（以下「政府目標」という。）を達成するため、①熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」という。）の発表の前提となる情報の整理、分析及び提供、②地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行っています。

具体的には、改正気候変動適応法に新たに位置付けられた、熱中症の危険性に対する気づきを促す「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」及び熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表される「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」の発表の前提となる情報（暑さ指数など）の整理、分析等を行うことにより、環境大臣が発表する熱中症警戒情報等の安定的かつ的確な運用を支えています。

また、ERCAは、モデル事業により地方公共団体による地域の熱中症対策の優良事例の創出を図り、優良事例集として取りまとめ、研修・講演会の開催により全国への横展開を推進しています。特に地方公共団体の庁内連携体制の構築や、地域の福祉団体等による熱中症弱者である高齢者等への見守り・声かけの拡大、改正気候変動適応法に新たに規定された指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定、開放等を重点的に支援することにより、地域の熱中症対策の底上げを図っています。

■ 私たちが大切にしていること

熱中症は、予防可能です。しかし、熱中症要配慮者である高齢者や子ども等の被害は増加し続けています。私たちの目標は、政府目標でもある、2030年までに熱中症による死亡者数を半減させることです。

ERCAは、熱中症対策業務を通じて地方公共団体と相互連携しながら政府目標の達成を目指します。そのためには、地方公共団体が、庁内の関係部局が連携するための組織・体制を整備することはもちろん、熱中症発生状況を把握し、地域で活動する団体や企業などと一体となって、地域住民へ普及啓発や見守り・声かけの促進を継続的・安定的に進めることが重要だと考えています。こうした取組をERCAが全面的に支援するため、地方公共団体との信頼関係を構築し、密に連携を図り、地方公共団体のニーズや課題を把握し、役立つアイデアや解決方法を常に提供していく必要があると考えています。

■ 成果・課題

令和7年度は、熱中症警戒情報等の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）の妥当性を検証するため、運用期間外の暑さ指数データの収集、分析等を行いました。また、各地域における熱中症リスクを地域性や時期等に応じて分析を行い、暑さ指数、熱中症救急搬送者数、熱中症死亡者数及び熱中症死亡に関連する要因の検証について都道府県ごとに解析しました。その成果の一部として、例えば、東京、大阪等の大都市において人口10万人当たりの死亡者数が比較的高く、それらの地域では自宅での死亡率が高いこと、独居率と相関があること、地域ごとに相対的なリスク差があることなどが把握できました。

さらに、気候変動適応広域協議会への参加（12回）や環境省及びERCAと連携協定を締結した大塚製薬株式会社が地

方公共団体と共催する熱中症対策健康会議への参加（11回）、12都道府県での演習を組み込んだ地域対面研修の実施等、職員が直接現地を訪問し、説明することにより地方公共団体との信頼関係を構築しつつ、庁内連携の促進、熱中症要配慮者の見守り・声かけをはじめとする熱中症対策の必要性を訴え、熱中症対策の推進を図りました。

令和8年度に向けた課題としては、令和7年度に新たに制作した、熱中症対策研修の参加者から要望があった「高齢者個別訪問時の救急対応」をレクチャーした動画を活用し、高齢者の見守り現場に近い方に向けた地方公共団体の熱中症対策の啓発を進める必要があることです。

加えて、暑さ指数や熱中症による死亡者・救急搬送者数等に関する情報の地域レベルでの分析を深め、より精度の高いリスク評価を行い、地域における施策につなげていく必要があると考えています。

■ 将来展望

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間平均千人を超える年が続発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。また、今後、地球温暖化の進行に伴い極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害は更に拡大するおそれがあります。

このような目の前の課題に対してERCAは、予防すれば回避できる熱中症被害を減少させるために、シンクタンク機能、データ集積機能、地域主体支援機能などを熱中症対策分野でも発揮することにより、関係府省、地方公共団体、熱中症対策に力を入れる民間企業等と共に手を取り、まずは2030年までに熱中症死亡者数の半減を目指して取り組んでいきます。



【モデル事業（川崎市）成果物
「熱中症タイムライン」】



【熱中症対策研修（長崎県）】

詳しくは、こちらの二次元コードから熱中症対策部のウェブサイトをご覧ください。



【URL】
<https://www.erca.go.jp/heatstroke>

ネイチャーポジティブ推進業務



■ 業務概要

2022年に国連生物多様性条約締約国会議（COP15）において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め回復する「ネイチャーポジティブ」の考え方と陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が示されました。目標達成には保護地域拡大に加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する区域（OECM）の設定が重要となります。

2023年に環境省が「自然共生サイト」制度を開始しましたが、ネイチャーポジティブには自然の回復・創出も不

可欠で、企業でも自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の対応など自然資本が重要課題となっていることから、2024年4月に、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）が制定され、自然共生サイトは法律に基づく制度に生まれ変わりました。

ERCAは2025年4月から自然共生サイトの認定審査や研修等を通じた生物多様性増進活動の促進に取り組んでいます。



トヨタ三重宮川山林



ななうら 干潟とめだかの里



龍谷の森

■ 私たちが大切にしていること

私たちは、自然共生サイトの認定はあくまで出発点であり、全国各地で生物多様性の維持・回復・創出に取り組む活動が着実に継続していくことが重要だと考えています。生物多様性は地域社会や産業、暮らしを支える基盤であり、その価値を守るためには、行政、企業、地域住民、NPOなど多様な主体が相互に連携することが欠かせません。

そのため、制度を運用する私たちは、申請者の状況や

背景を丁寧に把握し、地域ならではの生物多様性の価値が正しく評価されるよう、制度面・事務面からきめ細かな支援を行っています。

審査では公平性・透明性・科学的根拠を基本とし、信頼性の高い審査を徹底するとともに、申請者の負担を軽減し、認定の可能性を高められるよう、書類の補正など職員が丁寧にフォローすることを心がけています。

■ 成果・課題

2025年度は認定制度の総合窓口として多くの問い合わせに対応し、申請者の状況に応じた助言や関係機関の紹介を行いました。Q&A、AIチャットボット、Eラーニングの整備により利便性を高め、申請フォームやオンラインストレージを活用した効率的な審査体制も構築しました。

審査では、①GISデータによる申請区域確定、②保護地域等との重複確認、③動植物調査リストや写真による生物多様性価値の確認を行い、補正依頼を経て申請書を整えます。その後、有識者審査委員会での書面審査・ヒアリ

ングを経て主務省庁が認定を決定しました。2025年度は367件が法に基づく自然共生サイトとして認定されました。

活動の促進のため、企業向け・自治体向け・管理能力向上など、状況や課題に応じた研修・セミナー等を各地で計14回実施しました。また、有識者マッチング、事例集や動画の制作、生物多様性見える化システムの運用支援を行うとともに、イベント出展等、普及啓発も行いました。一方で事務処理の効率化や審査手法、GIS整理、フォローアップ体制などの課題も明らかとなりました。

■ 将来展望

今後は制度の質の向上と申請件数1,300件以上の中期目標達成を両立させるべく、相談機能の強化、様式・手引きの見直し、支援ツールの整備などにより申請負担を軽減し、事務効率化を進めていきます。審査面ではRPA等による事務効率化、生物多様性の価値審査基準の整理、GISデータ整理体制の強化を行い、質と利便性を高めます。また、地域の実情に応じた研修・セミナーを充実させ、旧制度からの移行促進、制度の認知向上、有識者マッチング

などを通じ、活動の継続性と質の向上を支える仕組みを強化していきます。

自然共生サイトの認定は、ネイチャーポジティブ実現に向けた第一歩に過ぎません。ERCAは、それぞれの地域の実情に応じた活動が発展していくよう丁寧に支援することで、30by30目標の達成と生物多様性が豊かなネイチャーポジティブな地域の実現に貢献していきたいと考えています。



活動計画策定研修



昆虫モニタリング手法研修

■ 第1回自然共生サイト認定式

2025年9月30日、東京都千代田区において、地域生物多様性増進法に基づく初の「自然共生サイト認定式」が開催されました。本認定式は、民間企業、NPO、市町村など多様な主体が取り組む生物多様性増進活動の計画を国が認定する重要な節目であり、審査を担ったERCAにとっても記念すべき第1回となりました。

当日は受付など運営面でもERCA職員が支援を行い、式典の円滑な進行に貢献しました。第1回に認定されたのは、企業・団体の「増進活動実施計画」196か所と、市町村の「連携増進活動実施計画」5か所の計201か所で、生物多様性の維持・回復・創出に資する計画が評価されたものです。

式典は2部構成で、第1部では、浅尾環境大臣、庄子農林水産大臣政務官、古川国土交通副大臣が登壇し、制度の意義や今後への期待が述べられました。続く森本審査委員長の総評では、全国的な取組の広がりやOECM登録への可能性が示されました。その後、代表3組への認定証

授与と記念楯の贈呈、全体写真撮影、基調講演が行われました。

第2部では全サイトへの認定証授与が行われ、交流会では取組内容や課題、今後の連携可能性について活発な意見交換が行われました。ERCA職員にとっても、審査したサイトの担当者と直接対話する貴重な機会となりました。

今回の認定式を通じ、自然共生サイトの取組が全国で加速していることが明確となり、更なる連携と普及が期待されます。



戦略的イノベーション 創造プログラム (SIP)



■ 業務概要

SIP推進業務では、2023年度からの5年間、科学技術イノベーションの実現を目指す国家プロジェクトである戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の研究推進法人^{※1}として、伊藤耕三PD (東京大学特別教授)のもと、第3期SIP課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」(以下「SIP-CE」という。)に取り組んでいます。

サーキュラーエコノミー(循環経済)とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

本SIPでは、プラスチックをターゲットに、①プラスチック再生材の情報共有のためのデジタルプラットフォームの構築とルール整備、②動脈企業(モノを創る企業)と静脈企業(再資源化する企業)の連携による資源循環のための技術開発、③プラスチック再生材の循環性・品質向上に資する再生材データバンク^{※2}の構築等の研究開発をサポートしています。

※1: 研究推進法人とは: 研究開発の実施およびそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発推進体制を構築します。中間評価、終了時評価を含めた研究開発の進捗管理を行います。

※2: 再生材データバンク: 東北大学の実施する再生材の物性データを蓄積しデータバンクを構築する取組 (<https://www.erca.go.jp/sip/overview/c102-2024.html>)

■ 私たちが大切にしていること ~社会実装につながる研究開発~

SIPでは社会的に不可欠で我が国の経済・産業競争力の強化につながる重要テーマについて、社会実装を見据えた研究開発を実施することが求められています。そのため、プラスチックのサーキュラーエコノミーに関係する国際動向、動脈企業・静脈企業の現状について、現地視察や専門家を交えて議論することで、研究開発のニーズを掘り起こすことを重視しています。

2023年7月に欧州委員会より、新車への再生プラスチック利用目標を定めたELV規則案(End of Life Vehicles指令

の改正案)が提案されました。自動車業界では喫緊の課題となっており、2024年度からSIP-CEにおいて再生プラスチックを利用した自動車部品開発を開始し、2025年度からは家電部品開発も行っています。また、経済産業省が主導する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」においても、SIP-CEで構築を進めるプラスチック情報流通プラットフォーム(PLA-NETJ)との連携が計画されるなど、SIP-CEでは日本の産業競争力の強化やサーキュラーエコノミー政策に影響を与える研究開発を推進しています。

■ 成果・課題

第3期SIPは2023年度から全14課題で開始し、毎年度内閣府の設置するガバナリングボードにおいて評価を受けますが、2025年度の評価において、SIP-CEは「A+」評価を獲得しました。2025年度は第3期SIPの中間年度にあたるため、テーマごとに令和8年度以降の継続の可否を決定する「ステージゲート」を実施し、テーマの早期終了、見直し、集約、組み替えなどを行い、社会実装の加速に向けた新たな体制を構築しました。研究開発に留まらず、欧州ELV規則案に対応し、プラスチック循環の仕組みをいち早く社会に示すことができたことが高い評価を得られた要因のひとつと考えています。製作した自動車部品はSIPの公開シンポジウムやサーキュラー・エコノミー EXPO等のイベントで展示を行い、新聞等で報道されるなど高い関心を得ました。また、環境省が主導する「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」において、SIP-CEの再生材データバンクを用いた再生材の分析・評価手法が再生材の品質評価に活用されるなど、社会実装につながる取組が加速しています。

■ 将来展望

第3期SIPの後半に向け、ステージゲート後の新たな体制においてサーキュラーエコノミーの社会実装に向けて必要な研究開発を重点的に行い、更なる研究開発の加速を目指します。また、徐々に形になり始めているSIP-CEの成果を最大限に活用し、環境省や経済産業省など関係省庁と連携することで、日本のサーキュラーエコノミーの制度設計や国際標準化にも貢献したいと考えています。



SIP-CEで開発した再生材を使用した自動車部品



公開シンポジウムの様子

環境保全研究・技術開発業務



環境研究 総合推進費

ENVIRONMENT
RESEARCH
AND
TECHNOLOGY
DEVELOPMENT
FUND



■ 業務概要

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）は、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスクからの安全の確保等、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域に亘る研究開発を推進する競争的研究費です。

推進費の効率的、効果的な推進を図り、環境政策への貢献、研究成果の社会実装を推進するため、2016年10月に環境省から業務が移管されてから、ERCAにおいて推進費の公募、審査・評価及び研究管理を行っています。

2025年度は、新規に採択した課題を含め、約50億円を大学、研究機関等に配分しています。

■ 私たちが大切にしていること ～若手研究者の育成・支援～

推進費では、独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、新規課題公募において、若手枠の研究区分を設けて、毎年度一定数の研究課題を採択しています。

採択された若手研究者の研究課題は、研究分野の幅広い専門知識や研究経験を持ち、高度な知識に基づき研究をマネジメントするプログラムオフィサー（PO）が、若手研究者による自己点検の結果や、研究の現場を直接訪問するサイトビジットなどを通じて、研究遂行上の助言を行

い、若手研究者を支援しています。

また、若手研究者が自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動を行うことは、若手研究者自身の能力向上のみならず、自由な発想に基づく研究を通じ、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進や研究生産性の向上に資するものであることから、推進費において一定の範囲内で自発的な研究活動を行うことを可能とする措置を講じるなど、若手研究者の育成・支援に努めています。

■ 成果・課題

ERCAでは、2016年の業務移管以降、研究費利用の利便性向上、研究者の研究環境整備、POによる研究管理支援の充実などに取り組んできました。2024年度に研究を終了した70課題の事後評価では、すべての課題が5段階評価のうちS～Bの評価を獲得しました。このうち、5段階中上位2段階*の評価を獲得した課題数の割合は91%となり、基準値(93%)と近い水準を確保しています。

〈事後評価において上位2段階^{*1}の評価を獲得した評点分布と目標割合〉

評価結果	環境問題対応型等 ^{**2}	戦略研究	総計
S	16	3	19
A	38	7	45
B	6	0	6
総計	60	10	70

※1 上位2段階は計画の目標どおり又はそれ以上の進展、成果が期待できる評価です。

※2 環境問題対応型研究及び革新型研究開発(若手枠)

基準値(93%)
91% (64/70 課題)

中間評価後の支援強化に加え、若手枠については挑戦性の高い研究を対象としている点も踏まえた継続的な支援実施のため、より一層の研究管理体制充実化を図る検討を進めています。

また、研究で得られた成果を広く普及させるための取組についても、引き続き積極的に推進しています。

■ 研究成果の普及促進の取組

(1) 研究成果の社会実装

推進費で得られた研究成果の社会実装を目指して、「新技術説明会」(国立研究開発法人科学技術振興機構、ERCA共催)において、推進費の研究成果(特許)を紹介しました。また、「サーキュラー・エコノミー EXPO」において、混紡繊維のリサイクル、下水道資源×飼料作物×養豚で地域循環共生圏を確立、マイクロ波で有機廃棄物を資源化の3つの研究課題を紹介し、企業とのマッチングを支援しました。



(サーキュラー・エコノミー EXPO)

(2) 国際展開、国際発信

研究成果の国際発信を推進するため「ISAP2025(持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム)」(公益財団法人地球環境戦略研究機関主催)においてテーマセッションを開催しました。気候変動問題の解決に向けた自然に基づく解決策(NbS/Nature-based Solutions)の各国の実装と現状に関する研究成果を世界に向けて発信しました。



(ISAP2025)

■ 将来展望

我が国の環境研究・技術開発の推進にあたっては、環境省が中長期(～2050年頃)の社会の姿をにらみながら今後5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題を整理した「環境研究・環境技術開発の推進戦略」(令和6年8月環境大臣決定)を策定しています。推進費では、本推進戦略に基づき、SDGsと2050年の脱炭素社会の達成に向けて、地域循環共生圏とSociety5.0を一体的に推進する研究・技術開発、海洋プラスチック問題などグ

ローバルな課題に貢献する研究を推進してまいります。また、2020年度に実施された制度評価結果を踏まえ、若手研究者の育成支援の充実、比較的小規模な研究枠を設けて人文社会学の参入を促すなど、多様な分野による総合的な知見の活用により環境政策へ貢献する研究を推進するとともに、開発した技術を社会へ実装してまいります。研究成果は国内だけでなく海外に向けて国際発信し、国際貢献に努めてまいります。

地球環境基金事業



■ 業務概要

地球環境基金は、国からの出資金と国民の皆さまからの寄付金などによって基金を設け、その運用益と国からの運営費交付金を用いて、国内外の民間団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動への支援を行っています。支援の内容は、直接的にNGO・NPOの環境保全活動へ資金助成を

行う助成事業と、間接的にNGO・NPOのための基盤整備として調査研究、情報提供、研修を行う振興事業の二本立てです。これらの事業を通じて環境NGO・NPOを財政面で支援するとともに、人材や組織の強化をサポートすることで持続可能な社会の実現に貢献しています。

■ 私たちが大切にしていること ～環境保全活動を行う人材の育成・創出～

環境NGO・NPO活動が質的、量的に充実し、持続可能な社会の実現に貢献していくためには、主体的に環境活動に参画する人材が必要です。私たちはそのような人材の育成・創出に向けた取組に力を入れています。

① 全国ユース環境ネットワーク促進事業

持続可能な社会の実現に向け、将来の担い手となる高校生や大学生のユース世代の環境活動を支援し、そのすそ野の拡大やネットワークの構築を図るため、全国ユース環境ネットワーク促進事業を推進しています。「全国ユース環境活動発表大会」は、高校生が実践する環境活動を全国から募集し、成果発表の機会を提供するものです。2015年度から開催し、2025年度は第11回大会を開催しました。

① 地方大会及び全国大会



2025年度は全国131団体からご応募いただきました。全国8地区で開催した地方大会では、活動発表のほか、出場団体同士の交流の機会を設けました。全国大会には、地方大会での審査及び高校生による投票によって選出された16団体が出場しました。各地方を代表する団体の発表はいずれも素晴らしく、審査を経て、環境大臣賞、環

境再生保全機構理事長賞をはじめ、全ての出場団体に賞を贈呈しました。

② 環境ユースインターンシップ

（2024年度ユース大会地方大会特別賞受賞高校）

第10回記念大会（地方大会）において特別賞を受賞した高校を「環境ユースインターンシップ in 北海道」に招待し、自治体や民間団体の取組みを体験する研修を開催しました。

北海道の持続可能な環境保全活動に係る現場を視察するとともに、高校生同士で持続可能な未来の実現に向けた意見交換や関係構築のためのワークショップ等を行いました。

③ 大阪・関西万博ジュニアSDGsキャンプ

（2024年度ユース全国大会特別賞受賞高校）

第10回記念大会（全国大会）で「環境大臣賞」、「環境再生保全機構理事長賞」、「国連大学サステナビリティ高等研究所所長賞」を受賞した3校の高校生が大阪・関西万博ジュニアSDGsキャンプに参加しました。環境活動発表のほか、環境活動を行う大学生と持続可能な社会について意見交換を行いました。

② 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム



今後の環境活動を担う若手の人材育成の重要性がますます高まっていることを背景として、助成対象団体の若手職員を対象に3年間にわたり年間3回(3年間で全9回)の研修期間を提供しています。

2025年度は12名に対して、課題解決やマネジメントな

どプロジェクトを推進するために必要な研修プログラムを実施しました。

研修やフォローアップなどを通して、助成プロジェクトを成功に導き、成果を生み出すことが出来る人材の育成を目指しています。

■ 成果・課題

2025年度の助成事業は、161件、総額574百万円の助成金の交付決定を行いました。

また、2024年度に助成を終了した活動52件について、活動実績報告書などをもとに、評価専門委員会による評価を行いました。計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、助成活動の効果の観点から評価した結果、20点満点中の平均は16.5点でした。

助成を受けた活動については、その後の活動状況や波及効果、組織の発展性などを調査し、助成事業の一層の充実を図ることを目的にアンケート調査を実施し、2021

年度から2023年度までの3年間に継続して助成を受けた団体等38団体から回答を得ました。

助成を受けた活動について、現在も自団体に継続しているものは29団体(構成比76%)、そのうち助成終了後に活動規模が拡大したものは13団体(構成比45%)でした。さらに、自団体に活動している13団体における活動規模の拡大について調査したところ、「基金助成活動そのものの量的な増加」、「基金助成活動の成果が生かされた」、「外部との連携」、「活動地域の拡大、横展開」等の回答を得ました。

■ 将来展望

近年の複雑化、長期化する環境問題に対し、今後10年間であらゆる主体と協働し、環境保全を通じた社会課題解決や地域づくりを行う環境NGO・NPO活動を支援することを旨とした「地球環境基金の新たな事業方針」(2024年度に制定)に基づき、2026年度の助成活動の募集を行いました。2026年度助成金については、活動の持続的な発展のため、人件費の助成対象拡大や中間支援主体等による事業化や協働促進等の活動の基盤強化に向けた取組の助成拡大を行いました。

その結果、335件の要望をいただき、活動の必要性、効果、確実性等を考慮し、地球環境基金運営委員会及び地球環境基金助成専門委員会において厳正な審査を行っ

助成先一覧、評価結果は (<https://www.erca.go.jp//jfge/jigyo/index.html>) をご覧ください。

た結果、143件の助成金交付を内定しました。

助成メニューにおいては、通常助成のほかにも多主体協働による中長期的な課題解決に向けた2種類の「戦略プロジェクト」を設けております。政策課題協働型の2団体に加え、この2団体と連携して課題解決に向かう実行団体3団体、地域協働型3団体の計8団体で長期的なプロジェクトを推進していきます。

これからの10年に向けて、「多様な主体による価値共創を通じた社会課題解決」と「環境NGO・NPOの新たな成長」の同時実現を目指し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。



PCB 廃棄物処理助成業務

■ 業務概要

PCB (Poly Chlorinated Biphenylの略称、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称) は、その毒性から1972年に製造が中止されましたが、PCB廃棄物(PCBが含まれる使用済みの高圧トランス、高圧コンデンサ等)の処理施設の整備は難しく、長期にわたり処理されずに事業者によって保管され続けていました。2001年に制定された「PCB廃棄物適正処理推進特別措置法」に基づき、PCB廃棄物を保管する事業者は、2027年3月までに廃棄物

の処理を行うよう定められています。ERCAでは、PCB廃棄物の速やかな処理を推進するために設置されたPCB廃棄物処理基金に係る業務を実施しています。この基金は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出せん金により造成され、環境大臣が指定したPCB廃棄物処理事業者(中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)及び公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団)への助成を通じて、PCB廃棄物の速やかな処理に貢献しています。

■ 私たちが大切にしていること

製造中止・回収から40年以上もの長きを経て、PCB廃棄物の処理は今、着実に進められており、一日も早く我が国のPCB廃棄物が適切に処理される一助となるべく業務に励んでいます。

■ 成果・課題

2025年度は、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用軽減のため、環境大臣が指定する者からの申請に対し、4,828件、2,286,233千円の助成金の交付を行いました。

高濃度PCB廃棄物については、これまでの取組により、

2026年3月をもって処理が完了する見込みとなりました。今後は、低濃度PCB廃棄物を中心に、法令上の処分期限や制度動向を踏まえつつ、円滑な処理が進むよう助成業務を継続していくことが課題となっています。引き続き環境省と連携し、実態に即した対応を進めていきます。

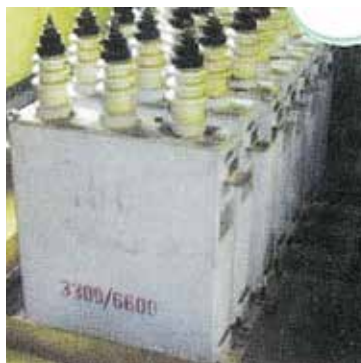
(参考) 基金の管理状況

(単位:百万円)

2024年度末残高	2025年度増減額	2025年度末残高
22,097	△2,157	19,940



高圧トランス



高圧コンデンサ



JESCO 東京 PCB 処理事業所

最終処分場維持管理積立金管理業務



■ 業務概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者(以下「設置者」という。)は、埋立処分の終了後における維持管理を適切に行うための費用を、埋立処分の終了までの間、毎年度維持管理積立

金として積み立てることが義務づけられています。ERCAは、この積立金を預かり管理・運用して利息を支払い、埋立終了後に設置者が維持管理を行う際に積立金を払い渡しています。

■ 私たちが大切にしていること

最終処分場の稼働期間は10年を超えることが多く、新設が困難なことやリサイクル技術の向上に伴い廃棄物の最終処分量が減少していることから長期化の傾向にあります。さらに埋立終了後、維持管理期間として5～15年が

必要です。私たちは長い期間、確実に積立金を管理するため、設置者・許可権者等関係者との積極的な情報共有に努めています。

■ 成果・課題

(1) 利息の払渡し

2024年度末に通知した1,139件のうち702件について、合計312,321千円を支払いました。

(2) 利息の通知

2025年度運用利息額の通知を2026年3月末に行いました。

(3) 積立て及び取戻し

最終処分場設置者からの2025年度の積立ては572件5,829百万円、払渡し51件1,223百万円で、積立金残高は1,413億円です。

※件数=最終処分場数

債権管理回収業務

■ 業務概要

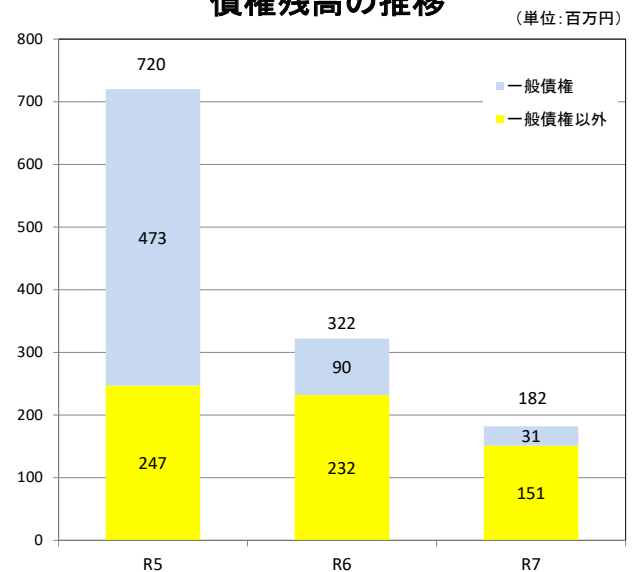
ERCAの前身である旧公害防止事業団、旧環境事業団においては、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の産業公害を防止するため1965年から住工混在地域の解消を目的とした工場団地の建設、公園緑地の整備(建設譲渡事業)、産業廃棄物処理施設などの公害防止施設導入に対する事業者への貸し付け(貸付事業)などを実施しました。

ERCAではこれら建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収業務を行っています。

■ 成果

債権残高は2024年度の3億円から2025年度は2億円となりました。

債権残高の推移





公害健康被害補償業務

用紙申告のみなさま
ぜひ2026年度から
オンライン申告
はじめてみませんか？

おかげさまで
オンライン申告率は
86%!

オンライン申告のススメ
(YouTube動画：約3分)

【算定様式なし】のみなさま
フォームで入力・送信するだけ、簡単に申告できる！

【オンライン申告(算定様式なし用)】をぜひご利用ください！

■ 業務概要

1950年代から60年代、日本経済が急速な成長を遂げた一方で、工場等が排出するばい煙、汚水等が工場周辺の地域住民に大きな健康被害をもたらしました。このような状況下、1971年から1973年にかけて、いわゆる「四大公害裁判(新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイタイ病、水俣病)」の判決が出され、企業側の責任について厳しい追及がありました。裁判による解決は因果関係の証明が難しく、長期化による患者救済の遅れ、企業に多額の賠償負担が生ずる課題がありました。こうした課題を背景に

民事責任を踏まえた損害補償制度として1974年に施行されたのが公害健康被害補償制度です。

ERCAでは、公害健康被害補償制度に基づき、公害健康被害者(被認定者)の補償給付等に必要な費用の8割を、硫黄酸化物を排出する工場等(事業者)から「汚染負荷量賦課金」等として徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の地方公共団体に納付する業務を行っています。

被認定者への補償給付の支給は、地方公共団体から行っています。

■ 私たちが大切にしていること

全国約2.6万人のぜん息等の被認定者に対して、確実な補償給付を実施していくことが私たちの責務であり、常にその方々を意識して丁寧かつ確実に業務を遂行しています。

公害をもたらした被害の理解を深めるため、私たちは現場に赴き、ステークホルダーから当時の苦労や現在に至るまでの歴史を学ぶための研修の場を設けています。

納付義務者に対しては、公害健康被害補償制度を安定

的に運用するため、本制度の趣旨等を丁寧に説明し理解を得ることにより、補償給付費等の財源を確実に確保し、必要に応じて実地調査を行うなど、制度の適正性・公平性を維持しています。

また、汚染負荷量賦課金申告・納付における利便性向上及び事務効率化のために、DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進に取り組んでいます。

■ 成果・課題

(1) 賦課金申告の適正化及び 賦課金徴収事務の合理化

2025年度においても、必要な財源となる汚染負荷量賦課金を確実に確保することができました（申告率99.8%、申告額に対する収納率99.9%）。

引き続き、申告率及び納付率の目標（毎年度99%以上）を高い水準で達成するため、納付義務者からの問合せに丁寧に対応しつつ、徴収の適正性・公平性を確保するとともに、事務の合理化・効率化によるコストの削減に努めてまいります。

(2) オンライン申告と Pay-easy（ペイジー）納付の促進



汚染負荷量賦課金の申告においては、納付義務者の手続の負担を軽減するとともに、ERCAの事務をより効率的に行うため、オンライン申告の利用促進に取り組んでいます。オンライン申告では、入力内容の自動チェックや自動計算機能により、記入ミスを防ぎながら、申告手続をスムーズに行うことができます。また、これまでオンライン申告に必要な算定様式の先行ダウンロードに係る案内を全納付義務者一律の内容で送付していましたが、より効果的な理解促進と行動喚起を図るため、2025年度より納付義務者の申告方法に応じて3種類の個別案内を作成いたしました（①算定様式を提出するオンライン申告事業者版、②算定様式を提出しないオンライン申告事業者版、③用紙申告事業者版）。納付義務者がスムーズに必要な事項を把握

し、行動につながりやすい案内体系を実現するため、引き続き工夫に努めてまいります。

さらに、賦課金納付書については、2025年度より各金融機関及びERCAの双方の業務効率向上を図るため、3枚の複写式の賦課金納付書を、Pay-easy（ペイジー）納付の促進に係る情報を盛り込んだA4両面1枚紙に変更いたしました。



その結果、納付義務者の経理担当者への周知が進み、Pay-easy（ペイジー）収納件数は2026年3月末現在、前年同月比51%増（1.5倍増）となりました。

2026年度はさらなるオンライン申告及びPay-easy（ペイジー）納付の普及を図るため、一部案内文書の改訂やデザインの変更等を行い、納付義務者の一層の利便性向上及び収納事務の効率化に向け、引き続き取り組んでまいります。

(3) 公害保健福祉事業の活性化

公害健康被害補償制度の安定的な運用のためには被認定者への補償給付等を行う地方公共団体に対する支援が不可欠であることから、地方公共団体の横の連携と情報共有の強化を図るため、ERCAのオンライン納付業務システムを活用し、各地方公共団体が実施している補償給付及び福祉事業の優良事例等の情報共有を図っています。

■ 将来展望

硫黄分の少ない燃原料への転換等により、大気汚染の指標とされた硫酸化物の排出量は変化してきました。

このような状況の中で、被認定者の補償給付に必要な汚染負荷量賦課金を安定的に確保し、透明性のある持続可能な形で継続できるよう取り組む必要があります。

また、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、事業者の利便性向上に向けた取組や、地方公共団体が行う業務の

適正化・効率化を図るための施策を今後も継続してまいります。

さらに、環境行政の不変の原点である公害について、ステークホルダーとの関係性を大切にしながら、現在の若者や未来の世代に継承していくことが重要であると考えています。

公害健康被害予防事業

楽しく呼吸会

4会場同時開催 2025.9.12



左側：自己管理に関する講義
右側：呼吸筋ストレッチ体操



業務概要

公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、1988年度から実施しています。

予防事業は、大気汚染の影響による疾病が多発した旧指定地域41地域と、これに準ずる地域として定められた6地域からなる（一部市町の合併により現在は）46地域で実施しています。

事業実施に必要な経費は、事業者からの拠出金及び国からの出資金により造成された公害健康被害予防基金の運用

益と、国からの「自立支援型公害健康被害予防事業補助金」により賄っています。運用益は市中金利の動向等に左右されることから、収支のバランスを考慮しつつ事業の重点化・効率化を図るなど、更なる確かな事業運営に努めています。

予防事業は、ERCAが自ら行う「直轄事業」と、事業を実施する地方公共団体への「助成事業」からなっております。第5期中期目標期間では、地方公共団体が行う「健康相談」「健康診査」「機能訓練」のソフト3事業を中心に、ぜん息・COPD患者のためのICTを活用した自己管理支援や、COPDの重症化予防調査などの地域住民のぜん息等の発症予防や健康回復のための事業を実施しています。

私たちが大切にしていること

予防事業を着実に実施していくには、ERCAが核となり、地域住民、地方公共団体、医療従事者、NPO・NGOとを有機的につなげ、相互に連携を図っていくことが重要です。そのためには、予防事業の実施主体である地方公共団体と参加主体である地域住民の両面からのニーズ・課題を踏まえ、事業の転換を図るとともに、伴走支援により地方公共団体の改善を促進していくことが、ERCAの果たすべき大切な役割だと考えています。

また、継続的かつ安定的な予防事業の推進のためには、「人材の育成・活用」が不可欠です。このため、地方公共団体の事業担当者や、患者教育に従事する看護師・理学療法士等を対象とした研修を積極的に実施しています。研修を修了した受講者には「予防事業人材バンク」に登録いただき、地方公共団体が実施する健康相談事業等の講師として活躍いただいています。

■ 成果・課題

ぜん息及びCOPDの患者に対しては薬物療法と非薬物療法の併用が効果的との最新の知見を踏まえ、「呼吸リハビリテーション」の普及に取り組んでいます。呼吸器疾患で生じる息切れや咳、たんなどのつらい症状を緩和し、毎日をすこやかに過ごすための治療法である呼吸リハビリテーションを多くの方に知ってもらうために各種の取組を実施しています。

(1) 地方公共団体、関係省庁等との連携の促進

予防事業対象地域の地方公共団体に対し、環境関係部局だけでなく、高齢者支援担当部局にも予防事業やパッケージ支援（ERCAによる事業実施支援）を紹介するなど、「呼吸筋ストレッチ体操教室」や「呼吸ケア・リハビリテーション講座」等の呼吸リハビリテーションに係る事業の実施に向けた働きかけを行っています。

2025年度は、川崎市さいわい健康福祉プラザで「いきいき！呼吸筋ストレッチ体操教室」を開催し、定員を大きく上回る申込み・お問合せをいただきました。他の地方公共団体との間でも、今後の事業実施について調整を進めています。

また、環境省及び厚生労働省との連携・協力により、厚生労働省老健局から都道府県の担当部局を通じて市区町村の地域支援センターに「呼吸リハビリテーション普及啓発チラシ」を周知したところ64件の希望があり、チラシ計14,740枚を配布しました。さらに、日本薬剤師会や東京都、神奈川県、大阪府の薬剤師会にも情報提供いただき、約17,000会員に対してチラシ82,500部、ポスター8,200部を配布しました。

(2) 患者団体等との連携・協働

ぜん息・COPD患者のニーズ等を踏まえた取組として、患者団体等と連携・協働して地域住民や医療者を対象とした事業を実施しています。その事業内容はモデルとして地方公共団体や患者団体等に紹介し、同様の事業が行われるよう横展開を図っています。

特に2025年度は新たに、関西(大阪:メイン会場)、関東(川崎:サテライト会場)、中部(名古屋:同)、中国(岡山:同)の4会場をオンライン会議システムで接続・同時開催する方式で講演会+呼吸筋ストレッチ体操体験のイベントを開催し、医療者等の人的資源に限られる中で効果的・効率的な



3/10 川崎市幸区イベントの様子

事業実施を図りました。

また、2024年度に引き続き、公害地域の再生に向けた活動を行う団体との共催により、医療者を対象とした呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修を実施しました。

(3) 事業推進のための知見の整理・集積

呼吸リハビリテーションの普及に向けた知見集積のため、国内外動向調査を実施しました。詳細については、本報告書22ページをご参照ください。

(4) 呼吸リハビリテーションに係る助成事業の促進

ERCAの助成を受けて事業を行う地方公共団体に対する実務者連絡会議や指導調査等の機会を通じて呼吸リハビリテーションに係る事業の促進を図るなどした結果、2025年度の呼吸リハビリテーションに係る事業参加者数は2,477人（2024年度：2,240人）となりました。

以上の取組のほか、引き続き、地方公共団体への助成事業に必要な機材の貸出、「呼吸リハビリテーションマニュアル」や「すこやかライブ」等の配布、デジタル技術を活用した自己管理支援ツール開発等の調査研究、ぜん息・COPD電話相談事業など、地域住民の健康の確保に資する事業を展開しています。



呼吸リハビリテーション普及啓発チラシ

■ 将来展望

呼吸リハビリテーションの普及及び専門家の育成を進めるとともに、医療サービスに係る調査研究や研修等にはデジタル技術を引き続き積極的に活用するなど、予防事業の質の向上を図ります。

また、最新の知見や地域のニーズ等を踏まえて事業を展開し、医療従事者・NPO等のステークホルダーと協働した事業に対する支援を行うことで、助成事業の効果を高めまいります。



石綿健康被害救済業務



■ 業務概要

石綿（アスベスト）は、かつては「奇跡の鉱物」などと言われて重宝され、長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広くかつ大量に使用されてきました。しかし、石綿による健康被害は、長い期間を経て重篤な病状を発症することから、現在は石綿の使用等は禁止されていますが、2005年には石綿による健康被害が大きな社会問題となりました。

石綿による健康被害は長期にわたる潜伏期間があり因果関係の特定が難しく現状では回復が困難であるという特殊性に鑑み、石綿による健康被害者であって労災補償等の対象とならない方を迅速かつ安定的に救済するため、2006年に「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき石綿健康被害救済制度が創設されました。

本制度に関してERCAが行う業務の柱として、①石綿による指定疾病である（あった）ことの認定業務、②被認定

者等に対する救済給付の支給業務、③石綿による健康不安の方、申請者やご遺族等からの相談への対応、④一般の方や医師・医療機関等に対する制度周知などを行っています。指定疾病は、中皮腫、石綿による肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚です。

なお、2022年6月に「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、日本国内で石綿を吸入することにより指定疾病にかかりお亡くなりになった方のご遺族に対する特別遺族弔慰金等の請求期限が10年間延長されています。

また、労災保険制度に加え、2022年1月に施行された厚生労働省所管の「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく建設アスベスト給付金制度との連携も行っています。

■ 私たちが大切にしていること

石綿による疾病については、残念ながら予後があまりよくありません。このようなことから、1日でも早く患者の方が認定され療養に専念していただけるよう、そしてご遺族の方が少しでも早く救済給付を受けられるように、療養者やご遺族の立場に寄り添って、丁寧かつ迅速に業務を遂

行することを常に念頭に置いています。

救済業務においては、一般の方あるいは現在療養中の方などが、石綿疾患や健康不安、救済制度などについて気軽に相談できるよう、ERCAや全国の保健所等での相談窓口対応に加え「石綿救済相談ダイヤル」を設置してお

り、毎年数多くのお問合せをいただいております。

石綿による健康被害は、発症までの潜伏期間が非常に長期であることから過去にどこで石綿にばく露したのか分からない、あるいは石綿による疾病についてよく知らないなど、様々な不安な気持ちを抱えてERCAに相談される方もいらっしゃいます。そのため、ご相談された方に少しでも不安を解消していただけるよう、親身に対応することを心掛けています。

■ 成果・課題

2006年の制度発足以降、これまでに約28,000件の申請・請求を受け付け、約21,000件の認定を行ってきました。2025年度は1,287件を受け付け、964件の認定を行うことができました。

こうした背景には、地方公共団体、保健所、医師・医療機関等のご協力がありましたことを、ここにあらためて感謝申し上げます。

2025年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて審査に時間を要していたものが前年度までに解消されたこともあり、認定等までに要する日数が87日とコロナ前以上の水準に短縮することができました。

2025年度末にはERCAのホームページにおいてオンライン申請の受付を開始し、申請者・請求者の手続きに伴う負担軽減につなげてまいります。

救済制度における申請・請求数は今後も増えると予想されていることに加え、建設アスベスト給付金制度により、これまで以上に対応業務が広範囲かつ複雑化していることから、他制度と連携し、いかに業務を円滑に進めるか

また、過去に石綿を扱う職業に就かれていた方は、労災保険制度や建設アスベスト給付金制度の対象となる可能性があるため、他制度へのご案内を含めた幅広い対応を行っています。

なお、1人でも多くの方に石綿健康被害救済制度を知っていただくことが非常に重要と考えており、効果的な制度周知の検討を日ごろから行っています。

が重要となります。

2027年度に予定しているマイナンバーカードによる公費負担医療のオンライン資格確認の運用開始に向けて着実に準備を進めることで、療養者のさらなる利便性の向上を目指してまいります。

〈救済制度の申請受付状況〉

2026年3月31日現在

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん	計
療養者	13,955	3,986	642	753	19,657
ご遺族	6,310	1,707	255	147	8,569
計	20,265	5,693	897	900	28,226

計にはその他471件含む

〈救済制度の認定状況〉

2026年3月31日現在

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん	計
療養者	12,204	2,540	43	267	15,054
ご遺族	5,449	724	50	57	6,280
計	17,653	3,264	93	324	21,334

■ 将来展望

今後の申請・請求数の増加や他制度との連携も踏まえ、石綿による健康被害を受けられた患者の皆さまが1日でも早く認定され医療サービスを受けられるよう、また、ご遺族の方が少しでも早く救済給付を受けられるよう、ERCAでは引き続き全力で石綿健康被害救済業務を行っていきます。

2025年度はテレビCMや新聞、雑誌、ラジオ、ポスター・チラシ、症状検索エンジンなど各種メディアを組み合わせることで制度周知を行ったところ大きな反響がありました。

2026年度につきましても、より一層制度の認知が広がるよう、広報活動に取り組んでまいります。

電話
無料

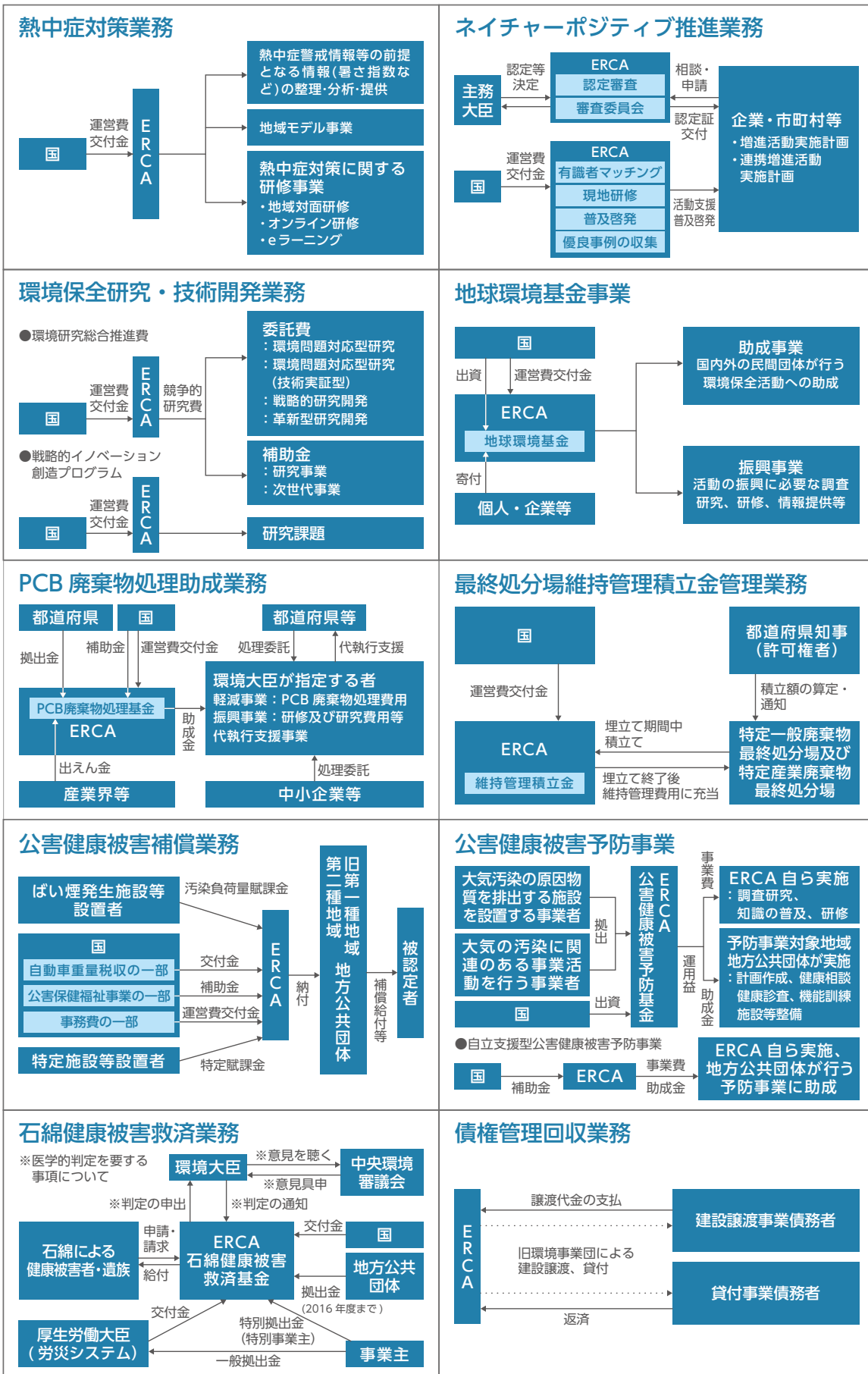
石綿救済相談ダイヤル

さあはやく きゅうさい

0120-389-931



事業スキーム



2025年度の業務実績のポイント

■ 主な実績等

業務	2025年度の主な実績等	SDGsとの関係
熱中症対策業務	<ul style="list-style-type: none"> システム改修によりスマートフォン版クーリングシェルターマップのGoogle Mapと連携した経路検索機能を実装 海外の高温対策先進地域やアジア地域の施策動向を調査 地域対面研修（上半期に全国12か所で開催）の実施や自治体モデル事業の支援を通じて得られた優良事例を取りまとめ、各自治体に展開 	
ネイチャーポジティブ推進業務	<ul style="list-style-type: none"> オンラインフォーム等を整備し、468件の申請受付（367件認定） 申請サポートや能力構築等の研修を全国14か所で開催（641名参加） 	
環境保全研究・技術開発業務	<ul style="list-style-type: none"> 2026年度新規課題546件応募（基準値比+71%） 研究成果の社会実装、国際展開に向けた事業の推進 SIP業務では内閣府ガバナンスボード評価において14課題上位5課題に入るA+評価を獲得 	
地球環境基金事業	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事業方針に基づき、活動基盤強化支援の新たな枠組を構築 地球環境基金の助成終了後1年以上経過した活動の実質的活動継続率94.4% 環境ユースネットワーク事業への参加者数（577人（目標値+106人）） 	
PCB廃棄物処理助成業務	高濃度及び低濃度PCB廃棄物の円滑な処理を推進	
最終処分場維持管理積立金管理業務	最終処分場設置者による維持管理積立金の積み立て、取戻し、利息の払渡しに適正に対応	
公害健康被害補償業務	<ul style="list-style-type: none"> 汚染負荷量賦課金の納付義務者からの申告率99.8%、収納率（対申告額）99.9%という高い水準を維持 公害保健福祉事業の活性化に向け、優良事例等68件を自治体に共有 	
公害健康被害予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ぜん息・COPD患者の高齢化への対応、高齢者福祉部門等との連携 呼吸リハビリテーションの普及に向けた体験型事業等の推進 事業従事者向け研修の充実、コメディカルスタッフ等2,125人が受講（目標値+1,302人） 	
石綿健康被害救済業務	<ul style="list-style-type: none"> 窓口・電話相談6,009件及び申請・請求1,287件を受付 申請から認定等決定までの平均処理日数87日（目標131日以内を大幅達成） 石綿健康被害者の医療の受けやすさに関する満足度90% 	
債権管理回収業務	債権残高を前年度比1.4億円圧縮	

■ 「人づくり」の取組

事業対象者等の支援・育成

- 地方公共団体職員対象の熱中症対策研修の実施
- 企業や地方公共団体等の自然共生サイトの申請予定者等を対象とした技術向上研修の実施
- 環境研究総合推進費における若手研究者の育成・支援
- 環境NGO等の若手プロジェクトリーダー育成支援
- 高校生の環境意識啓発（全国ユース環境活動発表大会、環境ユースインターンシップ等）
- 地方公共団体の予防事業担当者、看護師、理学療法士対象の研修の実施

- パッケージ支援における予防事業人材バンク登録者の活用
- 臨床検査技師対象の中皮腫細胞診実習研修会の実施

事業を担う職員の育成

- 「人材の確保・育成に関する方針」に基づく人事評価制度の見直し、運用
- 「第5期研修計画」に基づき、職制別研修等を実施
- 視野の拡大、能力向上等を目的とした外部機関への出向

2025年度の業務実績とその自己評価

項目	2025年度 自己評価	行政コスト (百万円)
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～		
(1) 気候変動の影響への適応策の推進		
①熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供	A	287
②地域における熱中症対策の支援	S	
(2) 自然環境の保全・再生	S	269
(3) 環境問題に関する調査・研究・技術開発		
①サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進	S	7,379
②環境研究総合推進費による研究推進	S	
(4) 環境パートナーシップの形成		
①民間環境保全活動の形成	A	1,058
②民間環境保全活動の振興等	A	
(5) 産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等		
①ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成	B	2,312
②維持管理積立金の管理	B	918
2. 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ～不変の原点の追求～		
(1) 公害健康被害の補償	S	30,328
(2) 公害健康被害の予防	S	769
(3) 石綿による健康被害の救済	A	5,597
II 業務運営の効率化に関する事項		
(1) 経費の効率化	A	
(2) 調達の合理化	A	
(3) 給与水準等の適正化	B	
(4) 情報システムの整備及び管理	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
(1) 財務運営の適正化	B	87
(2) 基金の運用等	A	
IV その他業務運営に関する重要事項		
(1) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	A	
(2) 内部統制の強化	B	
(3) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等	B	
合計		49,005

詳細は業務実績等報告書 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください

第5期中期目標期間の主務大臣評価の状況

区分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
評定	A	—	—	—	—

〈評定区分〉

- S：目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている
- A：所期の目標を上回る成果が得られている
- B：所期の目標を達成している
- C：所期の目標を下回っており、改善を要する
- D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する

予算と決算との対比

区分	予算額	決算額	主な差額理由
収入			
運営費交付金	9,202	9,495	
国庫補助金	245	238	
その他の政府交付金	10,707	10,707	
業務収入	23,601	23,810	
受託収入	-	130	
運用収入	1,219	1,430	維持管理積立金運用収入の増等
その他収入	380	929	他の法令による救済調整に伴う石綿健康被害救済給付の返還金の発生による増等
計	45,354	46,740	
支出			
業務経費	60,565	47,362	
公害健康被害補償予防業務経費	34,501	30,816	公害健康被害者の認定患者数の減少に伴う地方公共団体への納付金の減等
うち人件費	342	286	業務の効率化による経費の縮減
石綿健康被害救済業務経費	6,539	5,372	石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったことによる減等
うち人件費	359	300	業務の効率化による経費の縮減
環境保全研究・技術開発業務経費	7,071	7,273	
うち人件費	230	209	業務の効率化による経費の縮減
基金業務経費	12,318	3,816	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理経理において助成金が見込みを下回ったことによる減等
うち人件費	402	348	業務の効率化による経費の縮減
承継業務経費	136	85	仮差押保証金等が見込みを下回ったことによる減
うち人件費	77	64	業務の効率化による経費の縮減
受託経費	-	110	受託事業があったため
一般管理費	1,221	1,115	
うち人件費	583	554	業務の効率化による経費の縮減
予備費	40	-	
計	61,826	48,588	

詳細は、決算報告書 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html#mark3>) をご覧ください

簡潔に要約された財務諸表

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金 *1	107,118	運営費交付金債務	150
有価証券	69,950	引当金	154
割賦譲渡元金	33	その他	4,172
その他	4,188	固定負債	
固定資産		資産見返負債	524
有形固定資産	410	石綿健康被害救済基金預り金	73,693
投資有価証券	132,008	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	19,941
破産更生債権等	24	預り維持管理積立金	141,332
その他	1,200	引当金	896
		その他	157
		法令に基づく引当金等	
		納付財源引当金	11,709
		負債合計	252,728
		(純資産の部) *2	
		資本金(政府出資金)	15,955
		資本剰余金	43,674
		利益剰余金	2,573
		純資産合計	62,202
資産合計	314,930	負債純資産合計	314,930

2. 行政コスト計算書

(単位：百万円)

科目	金額
損益計算書上の費用	49,005
経常費用*3	48,983
臨時損失*4	22
その他行政コスト*5	—
行政コスト合計	49,005

3. 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
経常費用 ^{*3}	48,983
業務費	48,090
一般管理費	892
財務費用	2
経常収益	49,013
運営費交付金収益等	23,082
自己収入等	25,931
臨時損失 ^{*4}	22
臨時利益	591
前中期目標期間繰越積立金取崩額	14
当期総利益 ^{*6}	613

4. 純資産変動計算書

(単位：百万円)

科目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	15,955	43,666	1,975	61,596
当期変動額	—	8	599	607
その他行政コスト ^{*5}	—	—	—	—
当期総利益 ^{*6}	—	—	613	613
その他	—	8	△14	△6
当期末残高 ^{*2}	15,955	43,674	2,573	62,202

5. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,131
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,177
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11
資金増加額 (△資金減少額)	5,297
資金期首残高	10,721
資金期末残高 ^{*7}	16,018

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

科目	金額
資金期末残高 ^{*7}	16,018
定期預金	91,100
現金及び預金 ^{*1}	107,118

1～7の表中の※印は、それぞれの関連項目を示します。

詳細は、財務諸表 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html#mark3>) をご覧ください。

財務状態及び運営状況の理事長による説明情報

1. 貸借対照表

2025年度の資産は、3,149億円となっておりその大半は現金・預金や投資有価証券などの金融資産です。負債は2,527億円となっていますが、その大半は、各業務を行うために必要な基金預り金や積立金であり、将来の行政サービスに充てるものとして負債に計上しております。

また、純資産は622億円であり、政府出資金、利益剰余金のほかに資本剰余金437億円を有していますが、これは公害健康被害予防基金等の造成のために民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

2. 行政コスト計算書

行政コストは490億円となっていますが、ERCAは国から交付された財源にて取得した資産の減少であるその他行政コストを計上していないため、損益計算書の費用と一致しています。

3. 損益計算書

経常費用は490億円、経常収益は490億円であり、当期総利益は6億円となっています。

経常費用の主なものは、公害健康被害補償業務費(302億円)、石綿健康被害救済業務費(54億円)、環境保全研究・技術開発業務費(72億円)であり、費用相当の財源として、公害健康被害補償業務については納付義務者からの賦課金収入及び国からの補助金等、石綿健康被害救済業務費については基金預り金、環境保全研究・技術開発業務費については運営費交付金を収益として計上しています。

当期総利益の要因は、承継勘定における建設譲渡事業にかかる割賦譲渡債権等の回収において、割賦譲渡利息収入や遅延損害金等の雑益により利益が発生したこと等によるものです。

4. 純資産変動計算書

当期変動額について、資本剰余金が8百万円増加していますが、これは基金勘定において民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

また、利益剰余金については6億円増加していますが、承継勘定における建設譲渡事業にかかる割賦譲渡債権等の回収において、割賦譲渡利息収入や遅延損害金等の雑益等により利益が発生したこと等によるものです。

5. キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローについてはポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成金支出等により44億円の減少、維持管理積立金が58億円増加したこと等により11億円の資金増加となっています。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、投資有価証券の売却による収入があったこと等により、42億円の資金増加となっています。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、リース料の支払い等をしたことから、0.1億円の資金減少となっています。

この結果、期首残高107億円から53億円の資金増加となり、2025年度の期末残高は160億円となりました。

主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
資産	314,505	316,632	319,695	310,988	314,930
負債	242,055	243,124	245,571	249,392	252,728
純資産	72,450	73,508	74,124	61,596	62,202
行政コスト	55,982	50,325	48,123	46,991	49,005
経常費用	55,186	49,650	47,009	46,971	48,983
経常収益	57,340	51,374	47,288	46,890	49,013
当期総利益	1,375	1,053	611	823	613

(参考) 2026事業年度の予算、収支計画、資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	9,758
国庫補助金	945
その他の政府交付金	10,595
業務収入	23,522
運用収入	1,658
その他収入	653
計	47,132
支出	
業務経費	61,932
公害健康被害補償予防業務経費	34,076
うち人件費	316
石綿健康被害救済業務経費	6,452
うち人件費	359
環境保全研究・技術開発業務経費	8,179
うち人件費	247
基金業務経費	13,143
うち人件費	413
承継業務経費	83
うち人件費	35
一般管理費	1,255
うち人件費	607
計	63,188

詳細は、年度計画 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	63,354
経常費用	63,354
公害健康被害補償予防業務経費	34,096
石綿健康被害救済業務経費	6,474
環境保全研究・技術開発業務経費	8,196
基金業務経費	13,025
承継業務経費	83
一般管理費	1,276
減価償却費	203
財務費用	2
収益の部	63,205
経常収益	63,205
運営費交付金収益	9,697
国庫補助金収益	945
その他の政府交付金収益	6,725
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	5,734
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	10,800
業務収入	27,247
運用収入	1,512
その他の収益	450
財務収益	95
純利益 (△純損失)	△ 149
前中期目標期間繰越積立金取崩額	171
総利益 (△純損失)	22

3. 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,716
業務活動による支出	△ 60,330
業務活動による収入	53,614
運営費交付金収入	9,758
国庫補助金収入	945
その他の政府交付金収入	10,595
業務収入	23,522
運用収入	2,278
その他の収入	6,514
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,292
投資活動による支出	△ 165,859
投資活動による収入	176,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15
財務活動による支出	△ 21
財務活動による収入	6
資金増加額 (△資金減少額)	3,560
資金期首残高	18,227
資金期末残高	21,788

(参考) 要約した財務諸表の科目の説明

貸借対照表	
現金及び預金	現金、預金の残高
有価証券	一年以内に満期の到来する譲渡性預金及び満期保有目的の債券
割賦譲渡元金	建設譲渡事業の割賦代金の債権残高
その他(流動資産)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金等の精算にかかる未収金等
有形固定資産	建物附属設備等で長期にわたり使用する有形の固定資産
投資有価証券	満期保有目的で保有する投資有価証券
破産更生債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権等
その他(固定資産)	ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等
運営費交付金債務	国から交付された運営費交付金のうち翌事業年度以降に収益化を予定している債務残高
引当金(流動負債)	将来の特定の費用又は損失の当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金が該当
その他(流動負債)	地方公共団体に対する未払金等
資産見返負債	運営費交付金等を財源として取得した償却資産にかかる帳簿価額相当額
石綿健康被害救済基金預り金	石綿健康被害者の救済給付に充てるため、機構法第16条の2に基づく基金
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の助成に充てるため機構法第16条に基づく基金
預り維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場を埋立終了後適正に維持管理するのに必要な費用として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5に基づき処分場設置者から積み立てられる積立金
引当金(固定負債)	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金が該当
その他(固定負債)	前払年金費用相当額及び支払期間が1年を超える長期リース債務残高等
納付財源引当金	公害健康被害者の補償給付に充てるため、環境再生保全機構に関する省令第13条に基づく納付財源引当金(独法会計基準第92)
資本金(政府出資金)	国からの出資金であり、当機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	機構法第14条に基づく公害健康被害予防基金に充てるために大気汚染排出施設設置者等からの拠出及び機構法第15条に基づく地球環境基金に充てるための民間からの出えん金等
利益剰余金	当機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額
行政コスト計算書	
損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した純資産の減少に対応する独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
損益計算書	
業務費	当機構の業務に要した費用、公害健康被害者にかかる補償給付、石綿健康被害者に対する救済給付等の経費
一般管理費	当機構の運営に要した費用、入居するビルに対する賃借料等の経費
財務費用	利息の支払等
運営費交付金収益等	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識したものの、国からの補助金等
自己収入等	公害健康被害者に対する補償給付等に充てるため、ばい煙発生施設等設置者から徴収した収益、基金の運用による利息収入等
臨時損失	投資有価証券売却損等
臨時利益	法令に基づく引当金等の戻入等
前中期目標期間繰越積立金取崩額	前中期目標期間の最後の事業年度の利益処分により、現中期目標期間に繰り越すこととされた積立金のうち、当期に取り崩した額
純資産変動計算書	
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
その他	民間等出えん金の受入、前中期目標期間繰越積立金取崩額
キャッシュ・フロー計算書	
業務活動によるキャッシュ・フロー	通常業務の実施にかかる資金の状態を表し、補償給付費等に充てるための収入・支出、人件費支出等
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、有価証券の取得・売却による収入・支出等
財務活動によるキャッシュ・フロー	リースにかかる債務の支払等

組織概要

(2026年3月31日現在)

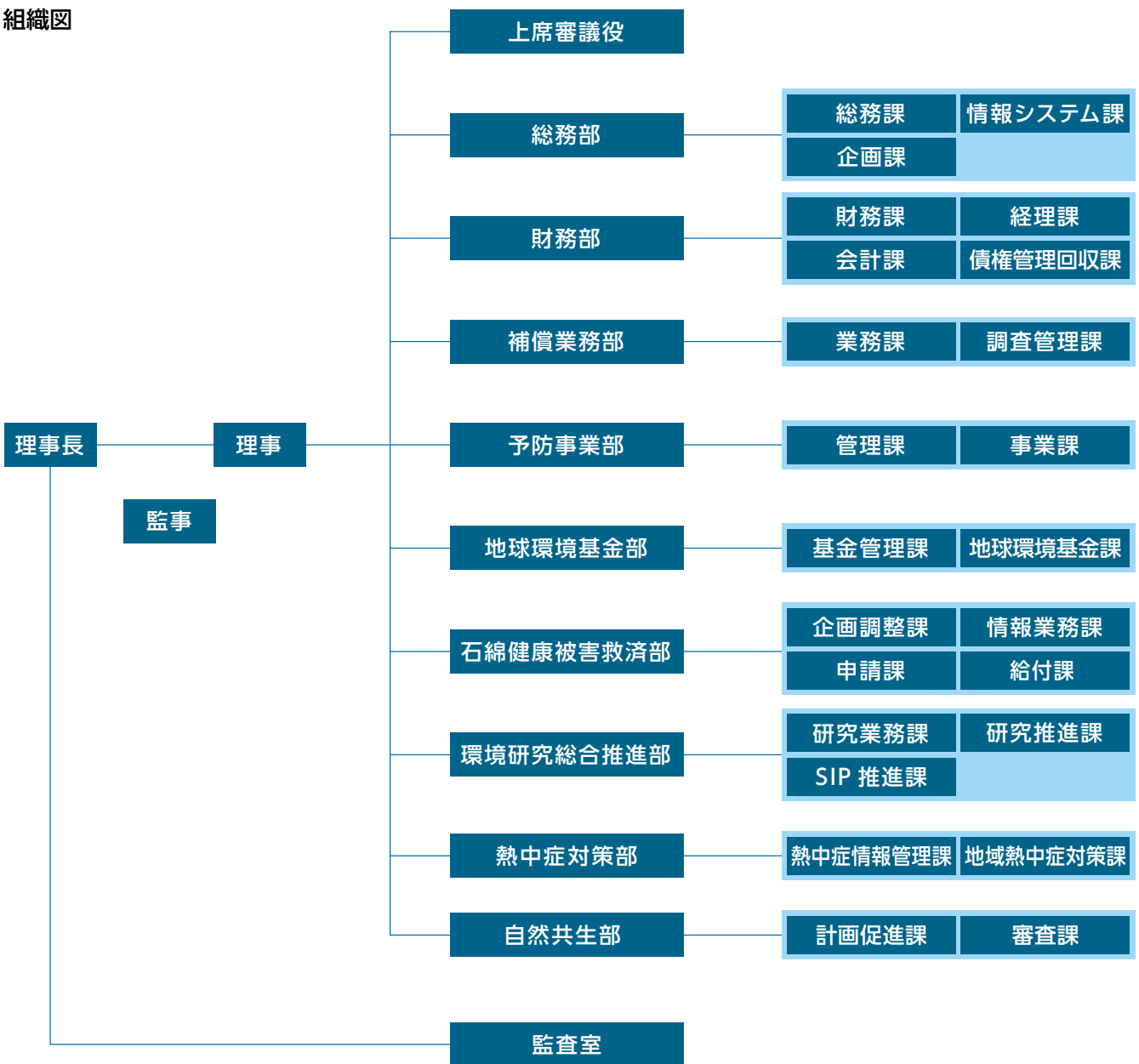
設立にかかる根拠法

独立行政法人環境再生保全機構法

主務大臣

	業務内容	主務大臣
①	役職員及び財務・会計等に係る管理業務	環境大臣
②	増進活動実施計画の認定等に関する事務	環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣
③	民間団体が行う環境保全活動の支援業務及びこれらに附随する業務	環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
④	②③の業務以外の業務	環境大臣
⑤	債権の管理・回収等	環境大臣

組織図



事務所所在地

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番ミュージア川崎セントラルタワー

その他公表資料との関係の説明

パンフレット・定期刊行物



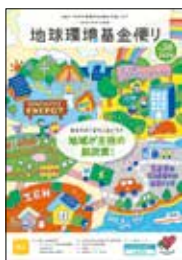
**業務案内
パンフレット**
ERCA業務内容
の紹介



**熱中症対策業務の
ご案内**
熱中症対策業務の詳
細、これまでの取組
等の紹介



**環境研究総合推進費
パンフレット**
環境研究総合推進費
の研究領域、課題事
例、公募等の紹介



地球環境基金便り
地球環境基金の活動
報告、寄付者情報、
その他お知らせ



**情報誌全国ユース
環境ネットワーク**
全国ユース環境活動
発表大会や協賛企業
の環境への取組等の
紹介



予防事業だより
公害健康被害予防事
業の関係者の方々に
対する予防事業の実
施状況の報告



すこやかライフ
ぜん息とCOPDのた
めの生活情報誌



**石綿（アスベスト）
健康被害救済給付の
しくみ**
救済制度の手続きや
給付の内容の紹介



**石綿と健康被害
(パンフレット)**
石綿の特徴や関連疾
患等について詳しく
解説



自然共生サイト
自然共生サイトの認
定制度概要や問い合
わせ窓口の紹介

ウェブサイト・ソーシャルメディア



ERCA ホームページ
<https://www.erca.go.jp>



ERCA20周年特設サイト
<https://www.erca.go.jp/erca/20th/index.html>



YouTube 公式動画チャンネル
<https://www.youtube.com/user/ercachannel>

X (旧 Twitter)



予防事業
@ERCA_yobou



地球環境基金
@ERCA_kikin



環境研究総合推進費
@ERCA_suishinhi

Facebook

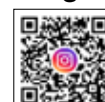


環境再生保全機構
@ERCA.jp



地球環境基金
@JFGE.erca.jp

Instagram



地球環境基金
erca_kikin

